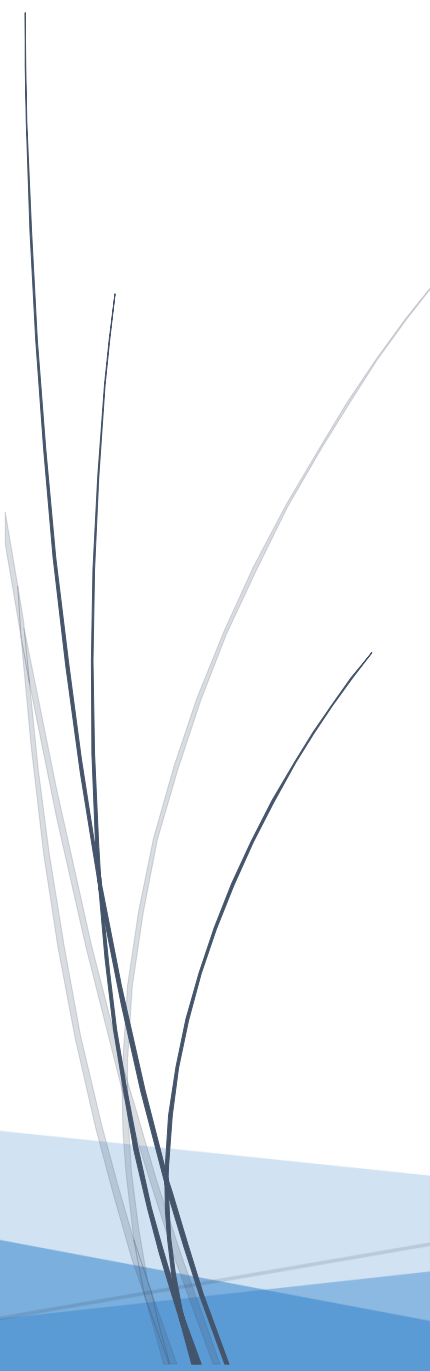




第5次 和歌山市 男女共同参画推進行動計画

【令和4(2022)年度～令和8(2026)年度】



和歌山市

はじめに

本市では市民一人一人が互いに人権を尊重し、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、男女がともに責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざし、平成12年に「和歌山市男女共生推進行動計画」を策定しました。以降、平成29年度に策定した第4次計画まで改定を重ね、様々な施策を推進してまいりました。また、平成30年6月には男女共同参画の推進に関し6つの基本理念を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくために、和歌山市男女共同参画推進条例を制定しました。

しかしながら、令和2年度に実施しました「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、固定的性別役割分担意識などにおいて、意識の変化に一定の評価ができる分野がある一方で、慣習やしきたりなどでは依然として男女の不平等感が根強く残っていることがうかがえ、一層の努力が求められる結果となっています。

社会情勢に至っては、今般の新型コロナウイルス感染症にかかる女性への社会的、経済的影響は、男女共同参画社会の重要性を改めて認識するとともに、これまで当たり前とされてきた暮らしや働き方への価値観を見直す重要な契機となりました。

こうした状況を踏まえ、このたび、「第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画」を策定し、これまでの取組を踏襲しつつ、新たな時代の変化に対応した施策を推進してまいりますので、今後とも市民、事業者、関係団体の皆様には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました和歌山市男女共生推進協議会委員の皆様をはじめ、様々な立場からご協力いただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

令和4（2022）年4月

和歌山市長 尾花正啓

目次

第1章 計画の基本的な考え方と構成

1 計画策定の趣旨	2
2 基本理念	3
3 基本目標	3
4 施策の基本的方向	4
5 計画の位置付け	4
6 推進体制	5
7 計画の構成と期間	5

第2章 計画策定の背景

1 男女共同参画とSDGs	8
2 和歌山市における男女共同参画に関する取組経緯と現状	9
3 和歌山市の現状と課題	10

第3章 基本計画

1 計画の体系	28
2 施策の展開	30
施策の基本的方向Ⅰ 男女の人権が尊重される意識づくり	30
施策の基本的方向Ⅱ 男女共同参画によるまちづくり	36
施策の基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会実現のための環境づくり	40
施策の基本的方向Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	49

第4章 施策の総合的推進

1 庁内体制の充実	56
2 計画の効果的な推進	56
3 市民との連携による男女共同参画の推進	56
4 国・県・関係機関との連携	56
5 成果指標と目標値	57

資料編

1 世界・国・県の動き	60
2 用語解説	64
3 関係法令等	67



第1章 計画の基本的な考え方と構成

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共生社会の実現をめざし、平成6（1994）年に「和歌山市女性基本行動計画」を策定しました。社会情勢等の変化にともなう新たな課題に対応するため、平成12（2000）年に計画を改め「和歌山市男女共生推進行動計画」を策定。さらに平成22（2010）年に第2次、平成27（2015）年に第3次、平成29（2017）年に第4次と改定を行い、さまざまな施策の取組を進めてきました。

しかし、人々の意識やライフスタイルの多様化に伴う家庭、職場、地域社会等における様々な課題や新型コロナウイルス感染症による、雇用問題や働き方に対する新たな課題への対応が必要となっています。

令和2（2020）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、固定的性別役割分担意識において一部の分野では解消されつつあり、施策の推進に一定の成果がみられる一方で、男女の平等意識については、依然として性別に関する偏見や固定観念などが根強く残っており、引き続き施策を推進していく必要があります。

男女共同参画社会の実現には男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することが求められています。

第5次和歌山市長期総合計画の分野別目標である「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」の実現に向け、これまでの取組を継承しつつ、平成30（2018）年に制定した「和歌山市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、新たな社会環境の変化に対応した「第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画」を策定します。

2 基本理念

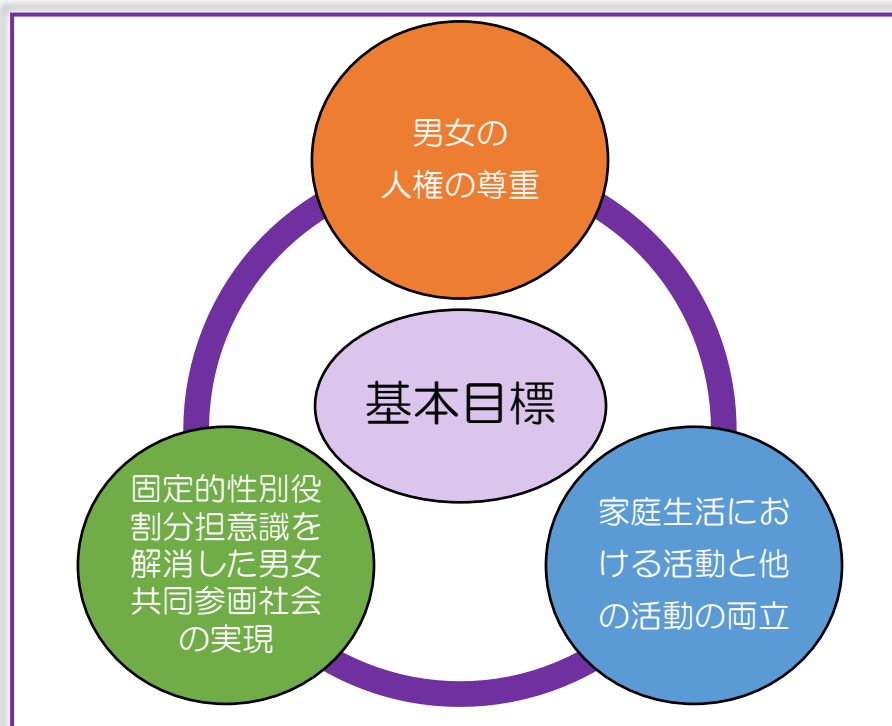
本市では、和歌山市男女共同参画推進条例に掲げている、次の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現をめざします。

基本理念

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、一人一人が個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権の尊重がなされること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動との両立ができるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、生涯にわたる男女の性別の差に応じた健康が確保されるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会での取組を十分理解して行われること。

3 基本目標

上記の基本理念に基づき、以下3つを基本目標とします。

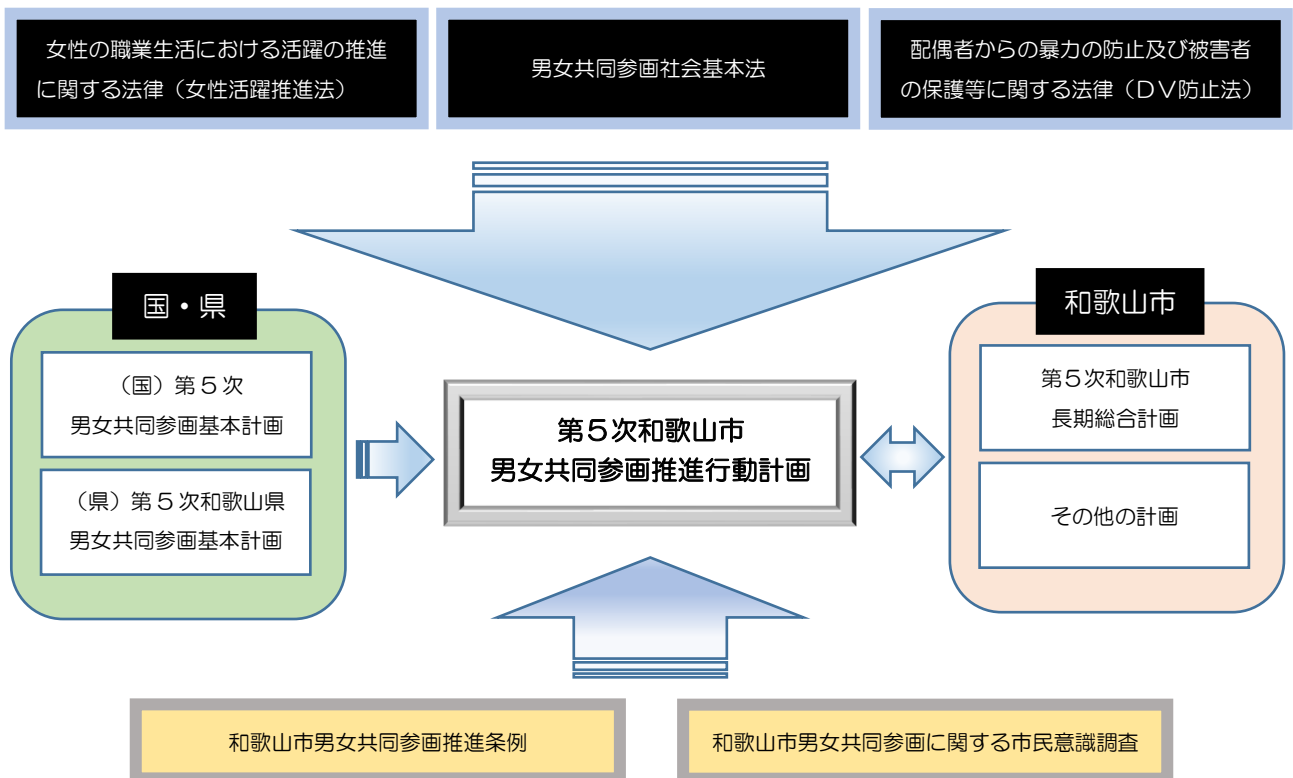


4 施策の基本的方向

- (1) 男女の人権が尊重される意識づくり
- (2) 男女共同参画によるまちづくり
- (3) 男女共同参画社会実現のための環境づくり
- (4) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

5 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「和歌山市男女共同参画推進条例」第13条第1項に定める市町村男女共同参画計画です。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める市町村基本計画です。
- (4) 国の男女共同参画基本計画及び和歌山県男女共同参画基本計画を勘案し、策定しています。
- (5) 「第5次和歌山市長期総合計画」を踏まえ、本市のその他計画との整合性を図りつつ、具体的な内容を定めた個別計画です。



6 推進体制

(1) 庁内推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けて、庁内での連携を図り、男女共同参画の視点に基づき、各施策を推進し、情報を共有できる推進体制を整備します。

(2) 国・県との連携

男女共同参画に関する様々な課題に幅広く対応していくとともに、効果的な施策展開を推進するため、国や県との情報共有や連携強化を図ります。

(3) 市民、関係団体等との連携の推進

あらゆる分野で男女共同参画についての意識の浸透を図っていくため、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者等との連携を推進します。

7 計画の構成と期間

本計画では、男女共同参画社会の実現をめざし、4つの基本的方向の下に、14の施策目標を設定し、さらに施策目標ごとに施策内容を示しています。

計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、計画の進捗状況、社会情勢などを考慮して、必要に応じて計画の見直しを行うこととし、施策の着実な取組を図ります。

平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
第4次男女共生推進行動計画					第5次男女共同参画推進行動計画				
第5次和歌山市長期総合計画									



第2章 計画策定の背景

1 男女共同参画とSDGs

平成 27（2015）年に、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。令和 12（2030）年までの国際目標として、17 の目標と 169 のターゲットを掲げており、その中にはすべての女性と女児のエンパワーメントを図る「5 ジェンダー平等を実現しよう」などの目標が盛り込まれています。



世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が 2021 年 3 月、「The Global Gender Gap Report 2021」を公表し、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）を発表しました。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の 4 つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を示しています。2021 年の日本の総合スコアは 0.656、順位は 156 か国中 120 位（前回は 153 か国中 121 位）でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果となりました。

ジェンダーギャップ指数 (2021)
上位国及び主な国の順位

順位	国名	値	前年値	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.892	0.877	—
2	フィンランド	0.861	0.832	1
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1
11	ドイツ	0.796	0.787	-1
16	フランス	0.784	0.781	-1
23	英国	0.775	0.767	-2
24	カナダ	0.772	0.772	-5
30	米国	0.763	0.724	23
63	イタリア	0.721	0.707	13
79	タイ	0.710	0.708	-4
81	ロシア	0.708	0.706	—
87	ベトナム	0.701	0.700	—
101	インドネシア	0.688	0.700	-16
102	韓国	0.687	0.672	6
107	中国	0.682	0.676	-1
119	アンゴラ	0.657	0.660	-1
120	日本	0.656	0.652	1
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10

2 和歌山市における男女共同参画に関する取組経緯と現状

本市の男女共同参画への取組は、平成2（1990）年に女性の活動の拠点となる「婦人センター」を開設するとともに、青少年婦人課に婦人班を設置し、女性問題担当窓口を開設しました。

平成5（1993）年、男女共生施策を全庁的に推進する組織として「女性問題対策会議」、民間有識者から構成される「女性問題懇話会」を設置し、平成6（1994）年には、女性施策の指針となる「和歌山市女性基本行動計画」を策定し、さまざまな施策の取組を進めてきました。

また同年、本市において、男女がともに素敵に生きるための社会の実現をめざすことを目的とした、第11回「日本女性会議」が開催されました。

平成9（1997）年4月、女性施策担当課を新設し、女性施策の積極的展開と総合的推進への取組を進めるとともに、同年8月には、人材育成、情報発信、交流の場として、「女性センター（みらい）」を新たに開設しました。平成21（2009）年4月には、所管課とセンターを統合し、「男女共生推進センター」として、男女共生に関する施策を総合的に推進するための体制づくりを行いました。

平成29（2017）年3月に策定された、「第5次和歌山市長期総合計画（平成29年度～令和8年度）」においては、分野別目標「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」の中に、「人権尊重・男女共同参画の推進」として明記され、男女共同参画社会の実現に向けての施策を位置づけています。

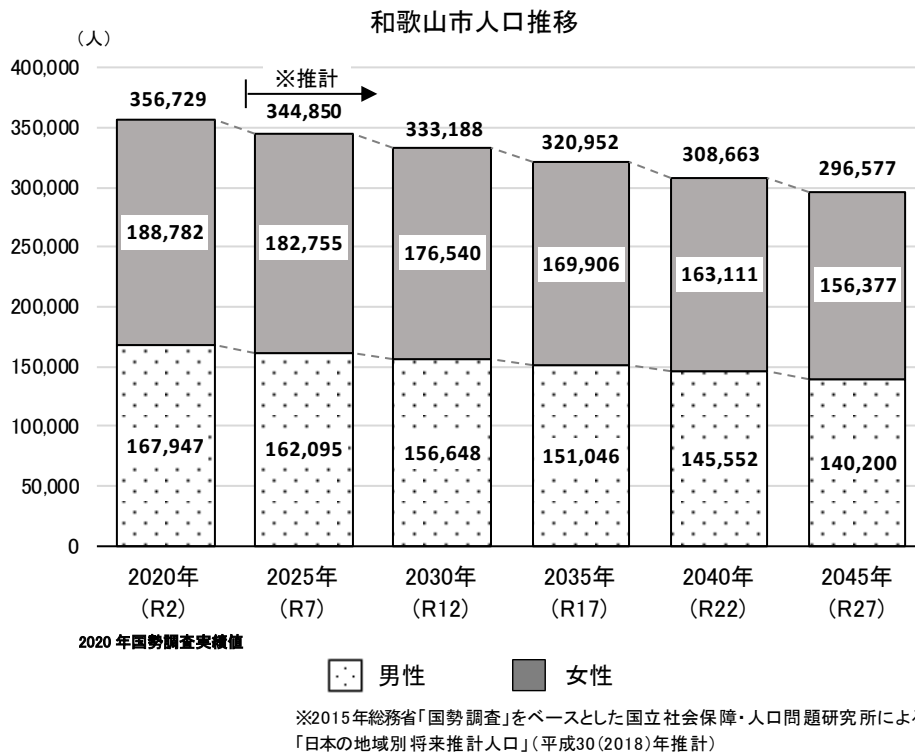
さらに、平成30（2018）年6月には本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくため、「和歌山市男女共同参画推進条例」を制定しました。

男女共同参画の推進については、学識経験者・各種関係機関代表者・地域活動団体代表者・公募により選出された市民から構成される「和歌山市男女共生推進協議会」を設置し、「和歌山市男女共同参画推進行動計画」の進捗状況の把握や次期計画の検討などを行い、男女共同参画社会の実現に向け、市民と行政がともに取り組んでいます。

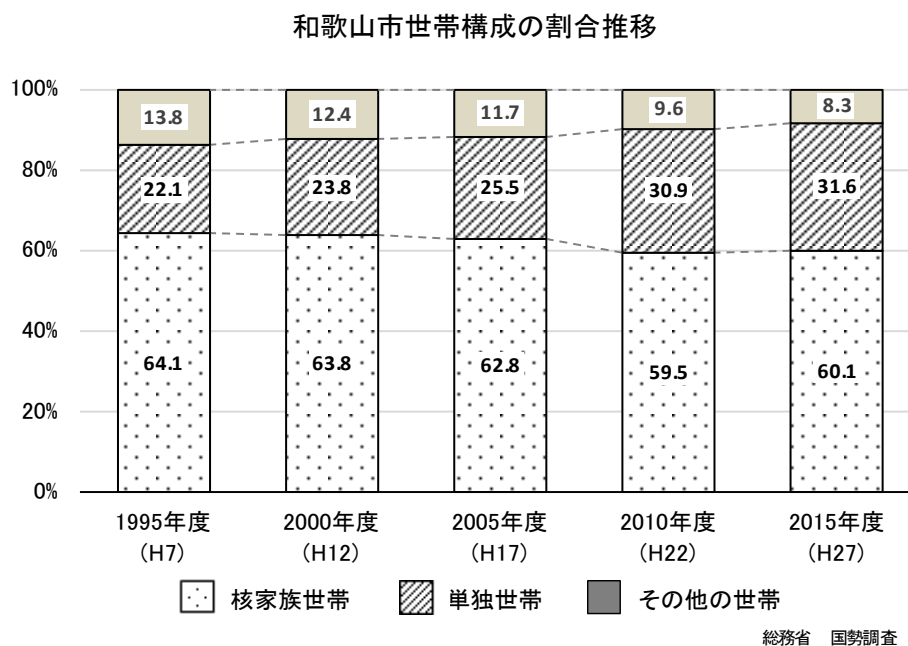
3 和歌山市の現状と課題

人口等の状況

◆人口の見通し



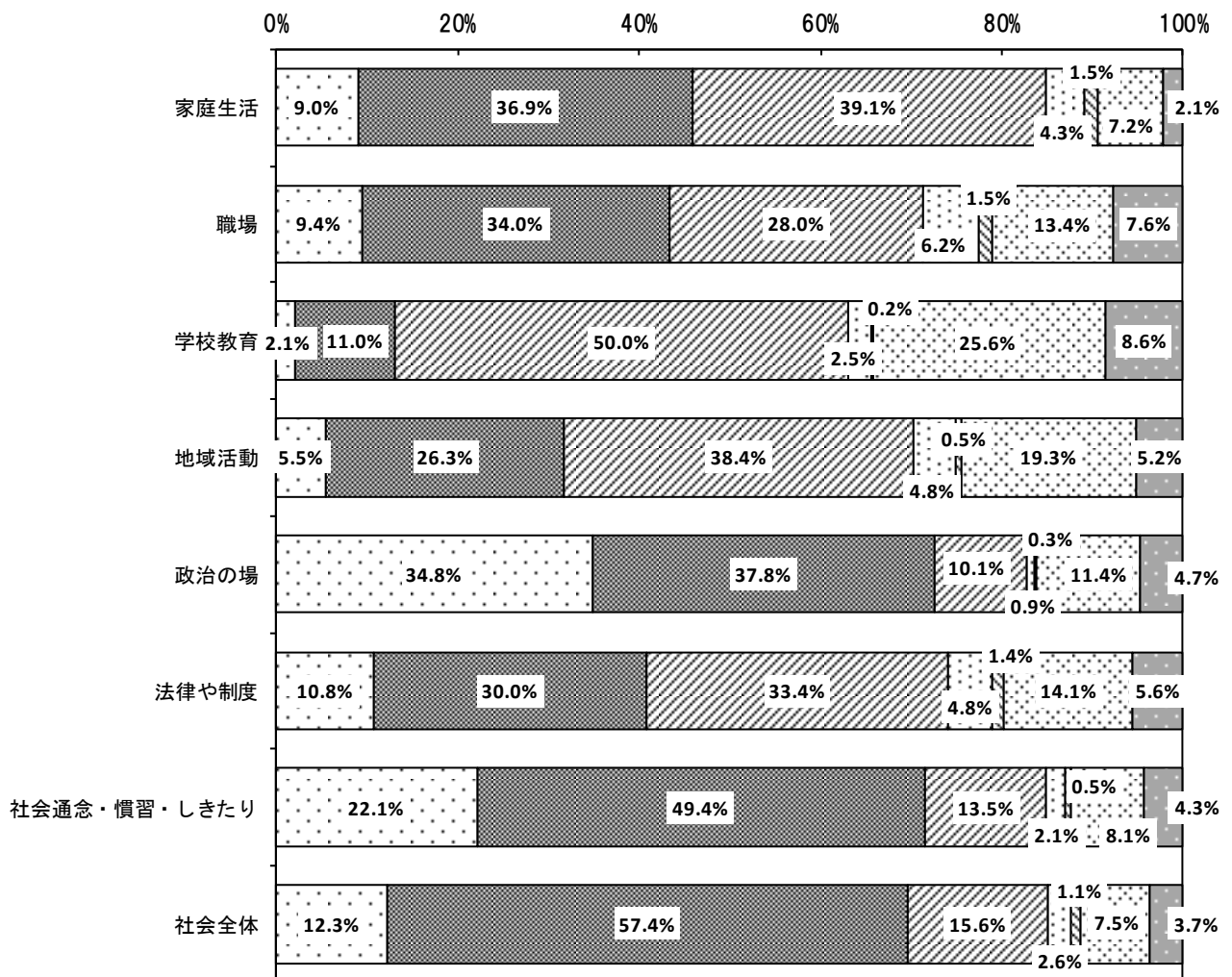
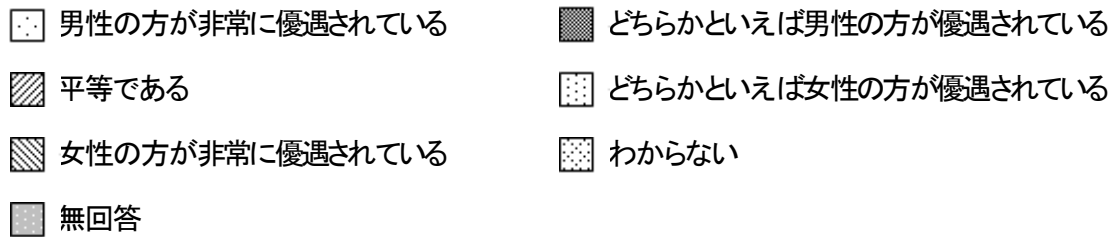
◆世帯構成



男女の人権が尊重される意識づくり

◆男女の地位の平等意識

男女の地位の平等意識では「学校教育」で「平等である」という割合が最も高くなっているが、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」において「平等である」という割合が低く、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が高くなっています。

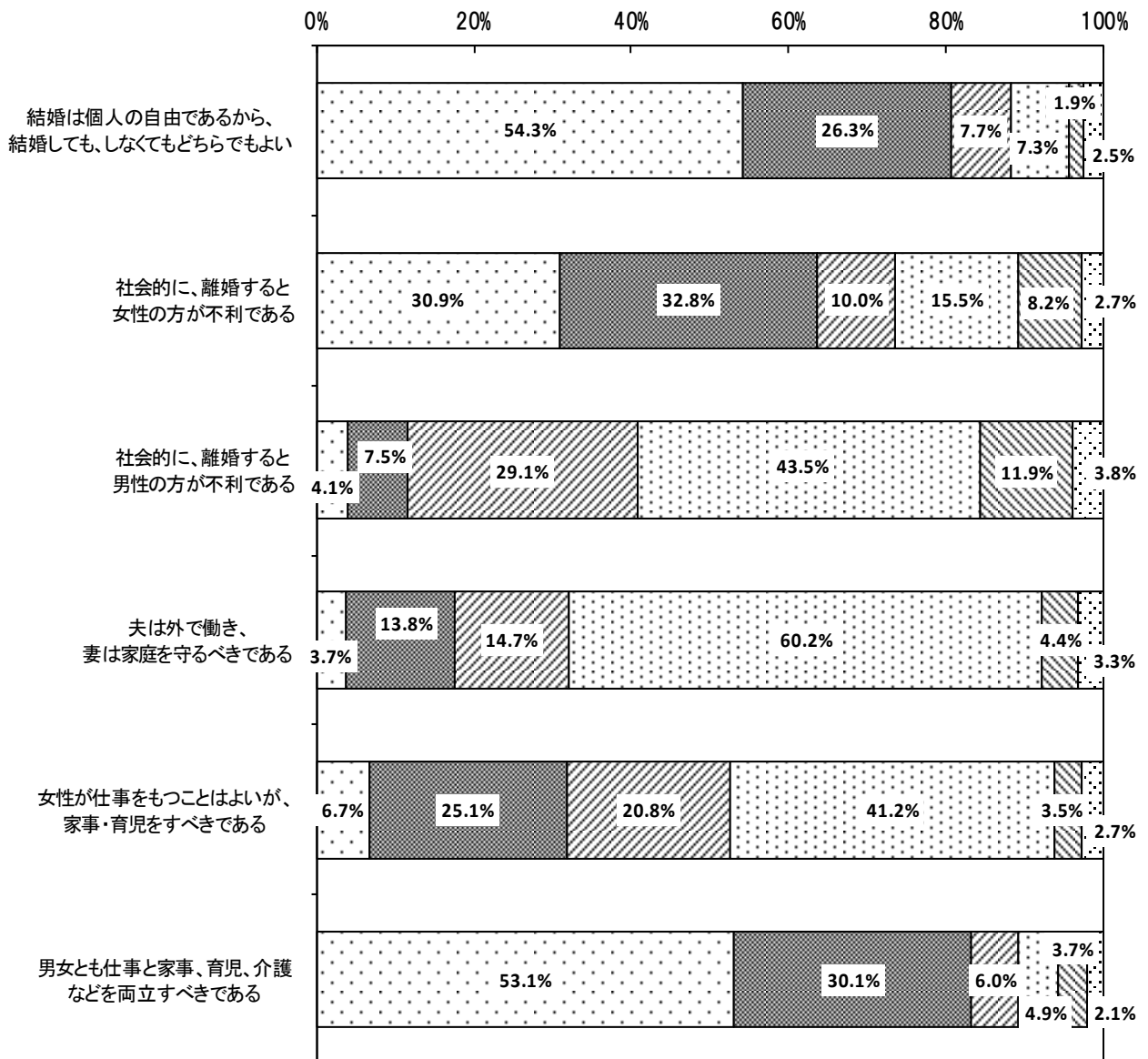
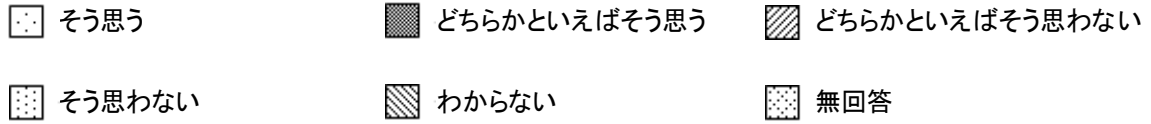


令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆性別役割分担意識

男女の性別役割分担意識として「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計の割合より、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の計の割合が4倍以上になっています。

また、「男女とも仕事と家事、育児、介護などを両立すべきである」という考え方では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計の割合は8割を超えています。



令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

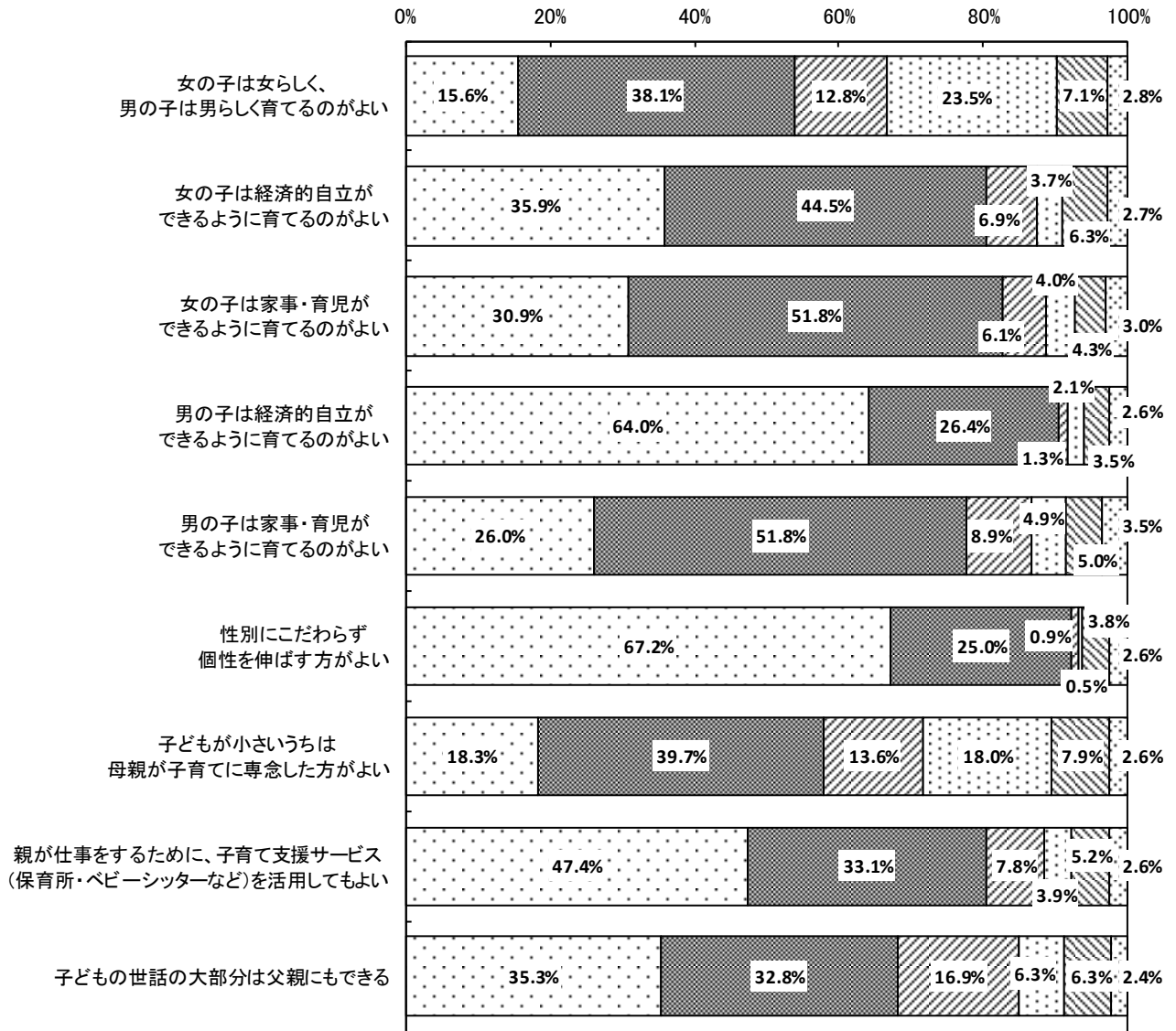
◆子供の育て方

子供の育て方では、男の子も女の子も「経済的自立ができるように育てるのがよい」、「家事・育児ができるように育てるのがよい」という考え方で、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計の割合が7割を超えています。また、「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てるのがよい」という考え方では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計の割合は5割を超えています。

そう思う

 どちらかといえばそう思う

 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 わからない
 無回答

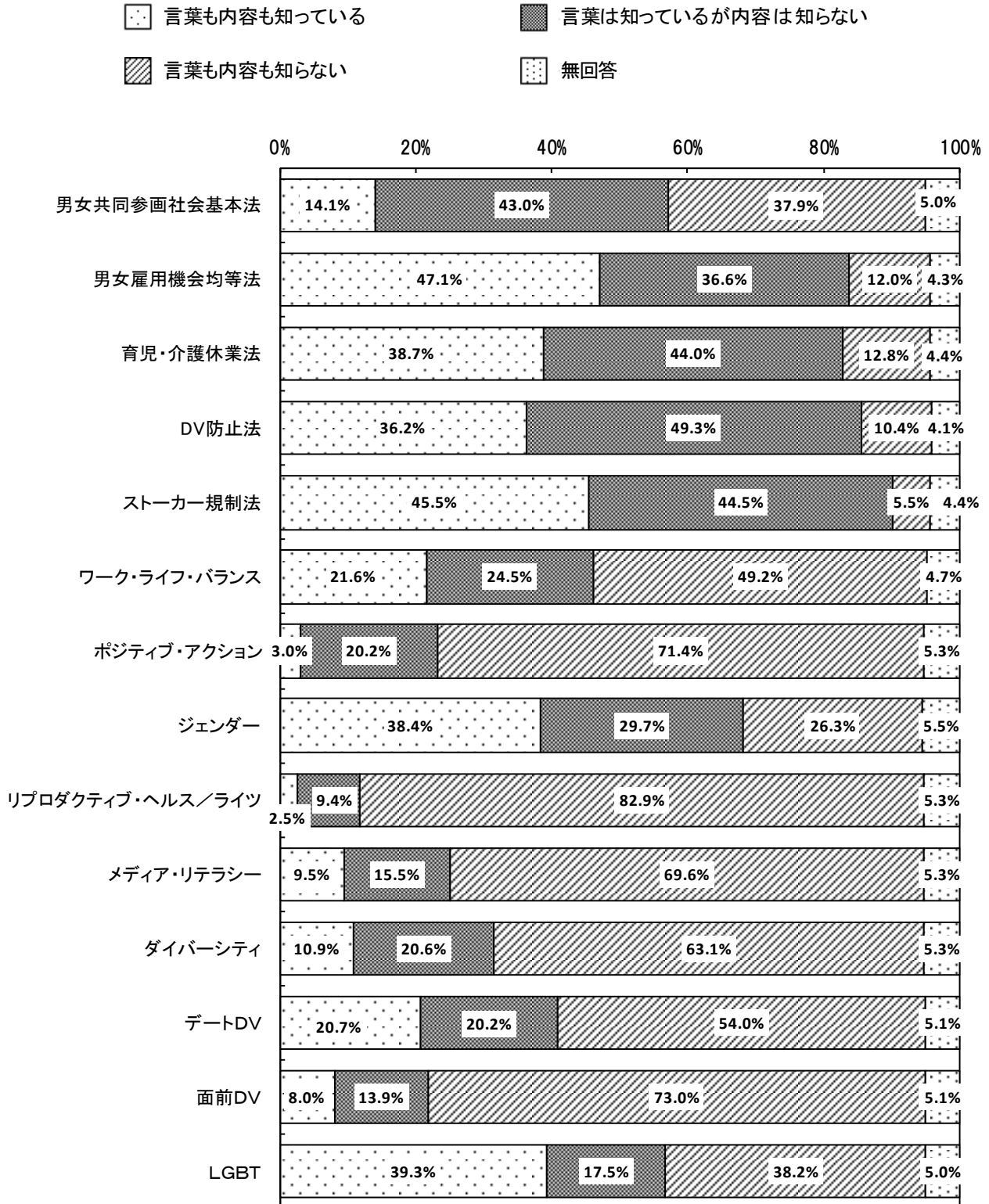


令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆用語の認知度

男女共同参画に関する用語の認知度（「言葉も内容も知っている」と「言葉は知っているが内容は知らない」の計）は、「ストーカー規制法」、「DV防止法」、「男女雇用機会均等法」で8割を超えています。

また、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、「ポジティブ・アクション」、「面前DV」などは「言葉も内容も知らない」という割合が高く、7割以上となっています。



令和2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

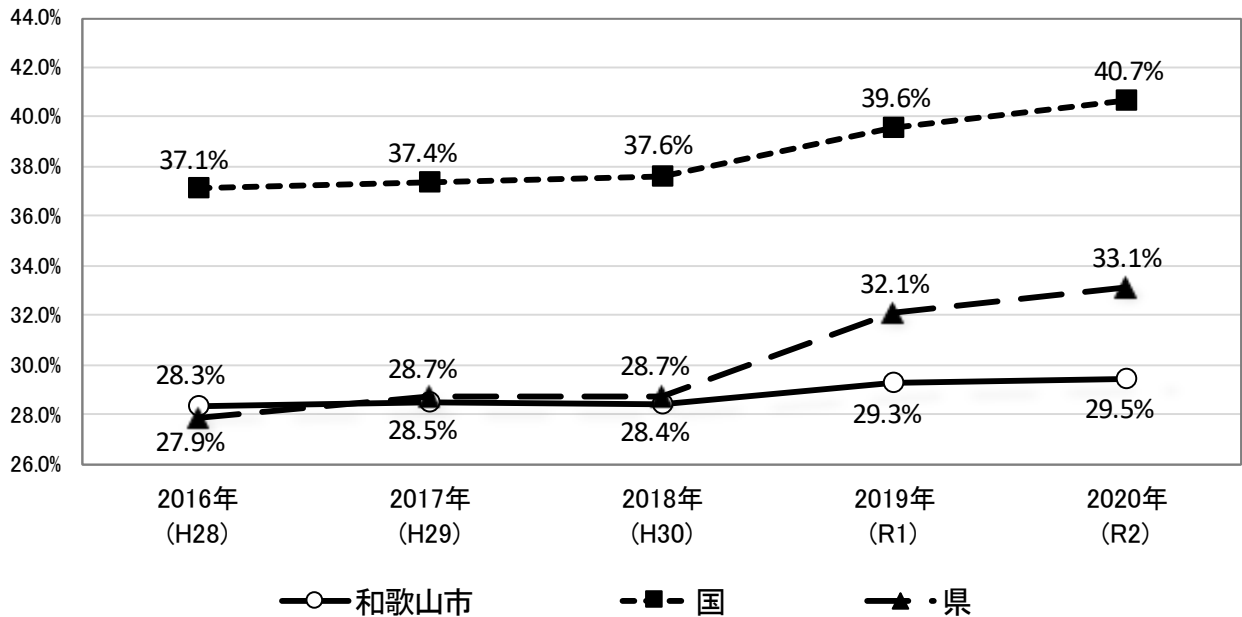
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方では「そう思わない」の割合が高く、「男女とも仕事と家事、育児、介護などを両立すべき」という考え方では「そう思う」の割合が高くなっています。一方で、男女の地位の平等意識では「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」において「男性が優遇されている」の割合が高く「平等である」という割合が低くなっています。また、子供の育て方について、「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てるのがよい」という項目で「そう思う」の割合が5割を超えています。

男女共同参画や男女平等に関する啓発や教育など様々な取組が社会全体で進められていることもあり、一部の分野において固定的な性別役割分担意識は解消されつつあるものの、長期的に人々の中に形成された性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っていると考えられます。

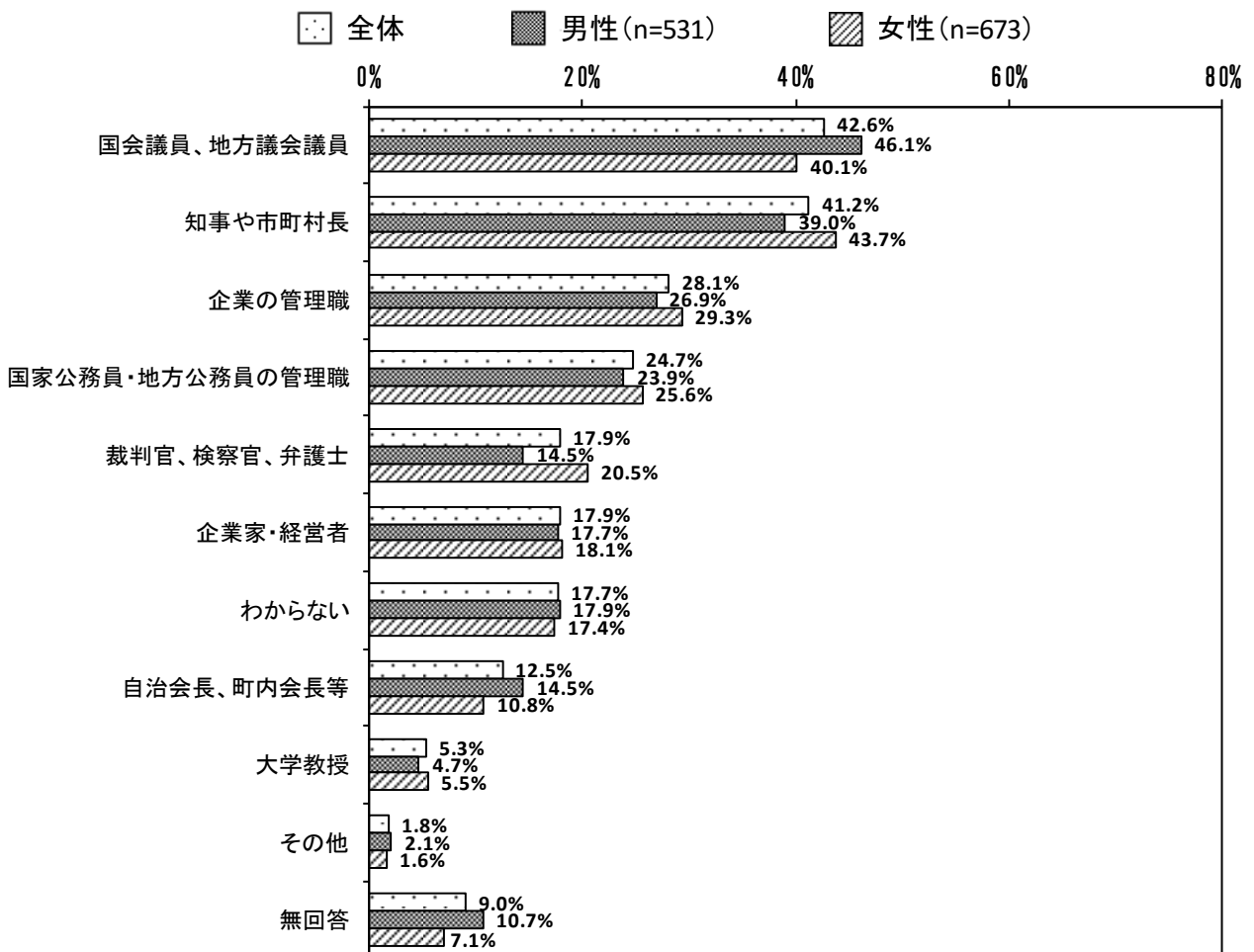
あらゆる状況における人々の意識や行動の変化を促していくためには、それぞれの性別やライフステージに応じて、市民の幅広い年齢層に身近でわかりやすく、男女共同参画の必要性や重要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取組を行うことが必要です。

男女共同参画によるまちづくり

◆審議会等における女性の参画状況



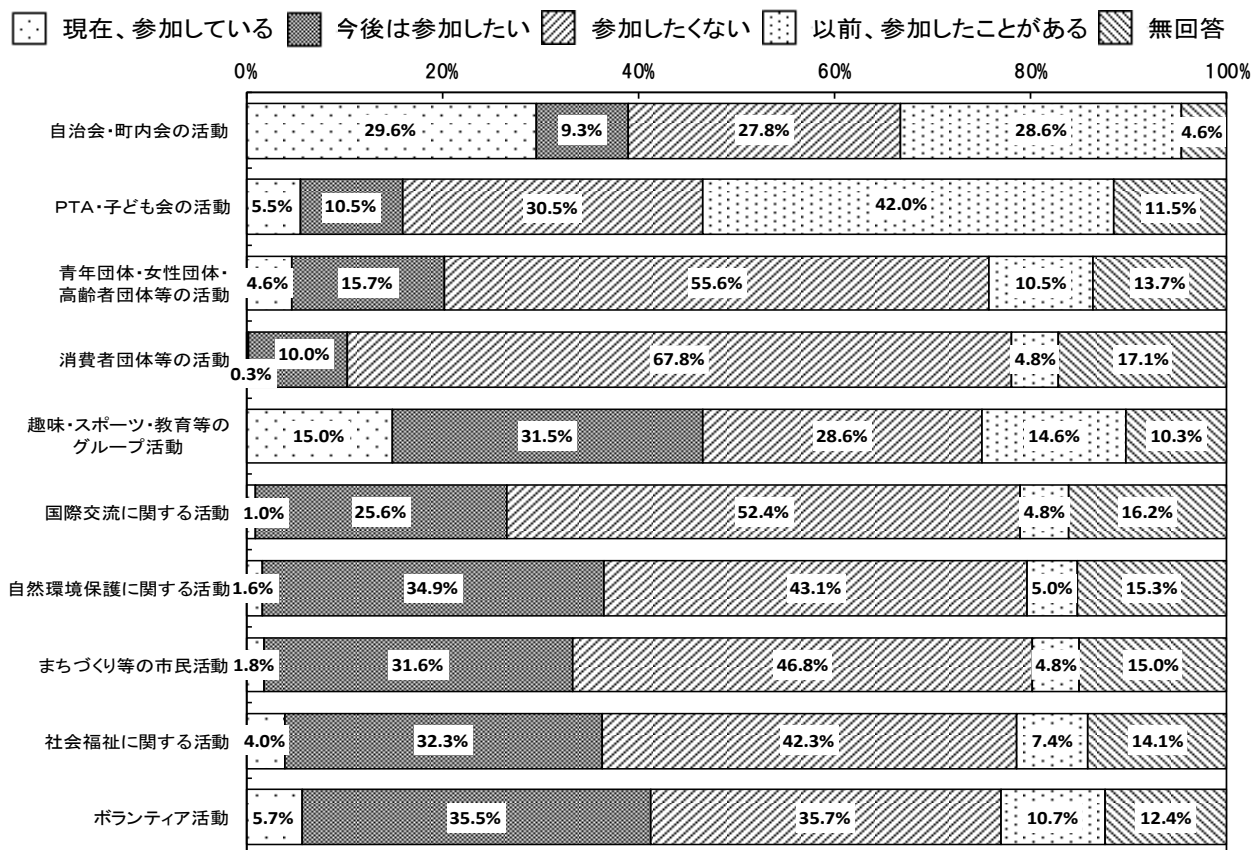
◆役職、公職において女性が增えるほうがよいと思うもの（あてはまるもの3つ選択）



令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

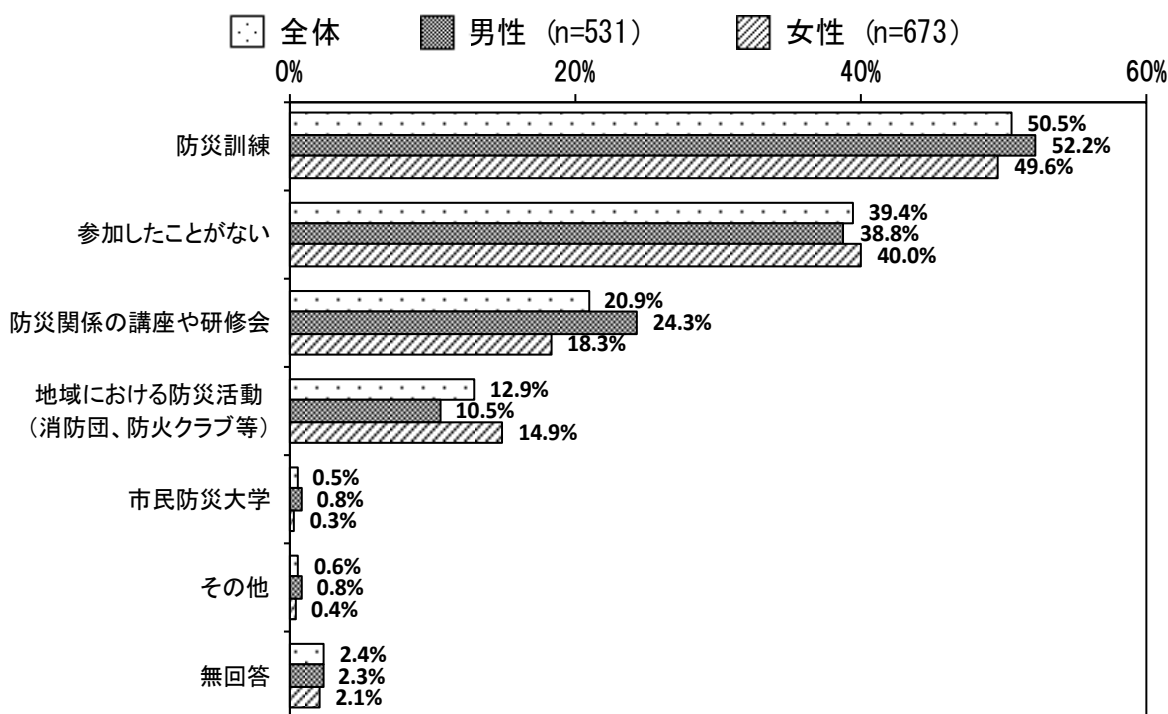
◆社会活動、地域活動への参加

社会活動、地域活動への参加について、「現在、参加している」活動として「自治会・町内会の活動」の割合が29.6%と最も高く、「今後は参加したい」活動については「ボランティア活動」の割合が35.5%と最も高くなっています。



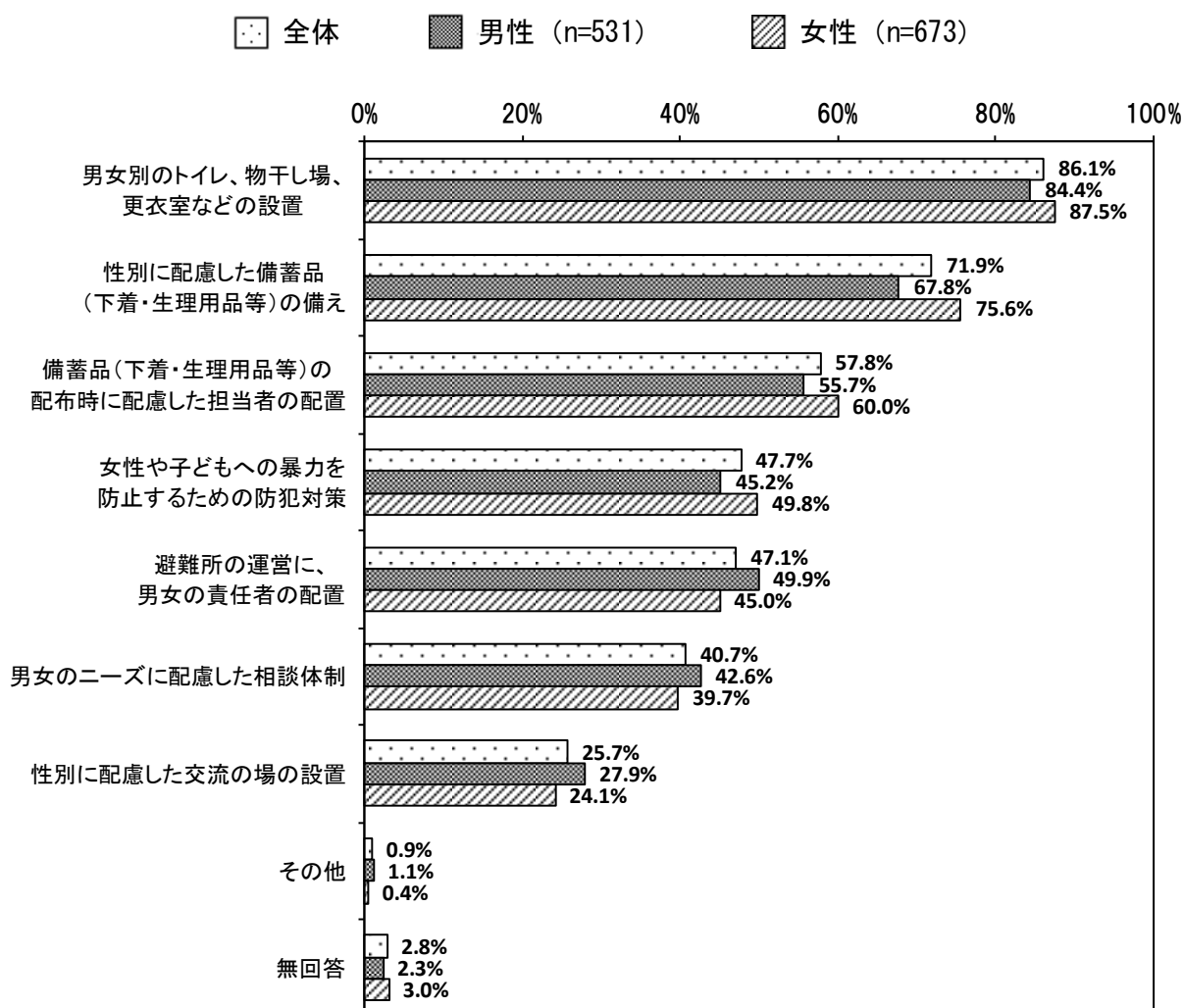
令和2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆参加したことがある防災活動（あてはまるものすべて選択）



令和2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆避難所等における性別の違いによる配慮（あてはまるものすべて選択）



令和2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

男女共同参画を取り入れたまちづくりを進めていくためには、様々な場面における、意思決定過程への女性の登用が必要です。

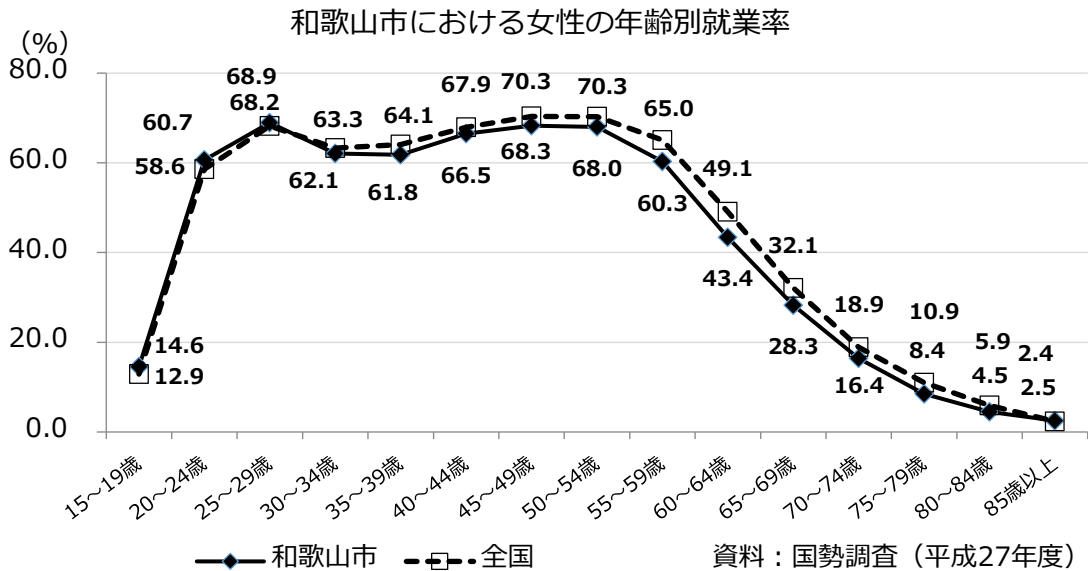
本市における審議会等への女性の登用率は平成28年度の28.3%から令和2年度は29.5%と1.2ポイントの微増に留まっており、より一層、関係機関と連携し積極的な女性の登用を促していく必要があります。

社会活動や地域活動においては「参加している」という割合がすべての項目において低く、防災活動への参加では約4割が「参加したことがない」と回答しています。

地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要であり、あらゆる立場や世代に対し、地域社会における様々な機会への参画を促していく必要があります。

◆女性の就業率について

本市の女性の年齢階級別就業率をみると、全国と同様にいわゆるM字カーブを描いており、25～29歳が68.9%と最も高く、30歳代になると減少し、40歳代で再び緩やかに増加し45～49歳で68.3%となり、55歳以降減少しています。前半の下降は結婚や出産等による離職、後半は介護や看護による離職などが考えられます。

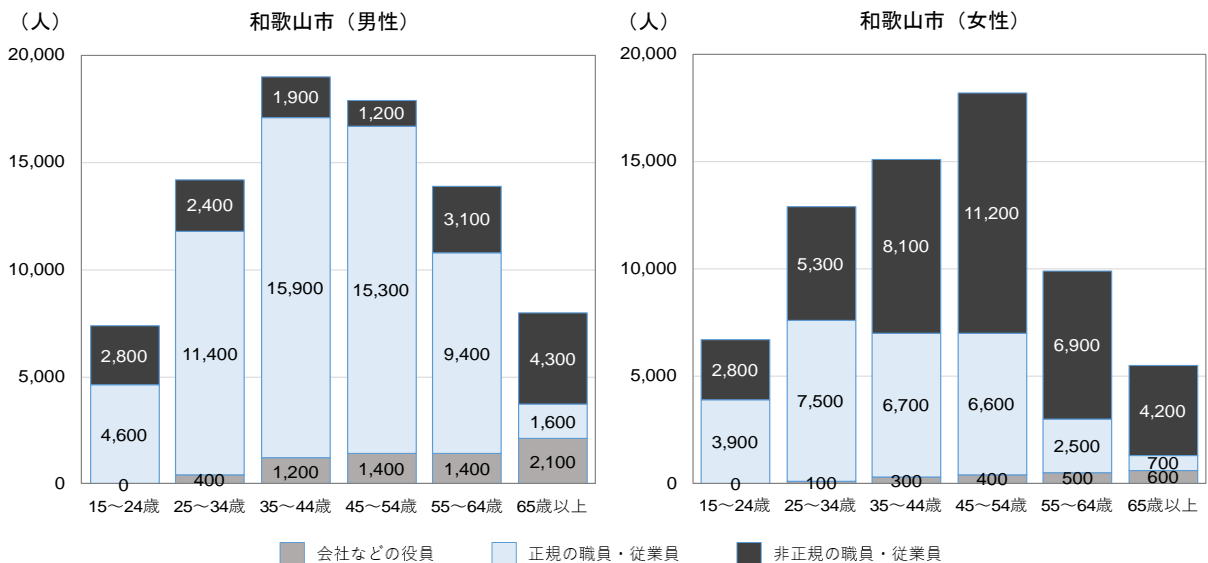


◆就業の地位及び雇用形態

本市における男女の就業の地位及び雇用形態をみると、男性に比べ女性は非正規雇用が多くみられ、25～54歳をみると、男性が5,500人に対し女性は24,600人となっています。

育児や介護のために離職した女性の再就職、あるいは、新たに起業を望む女性への支援を行う必要があります。

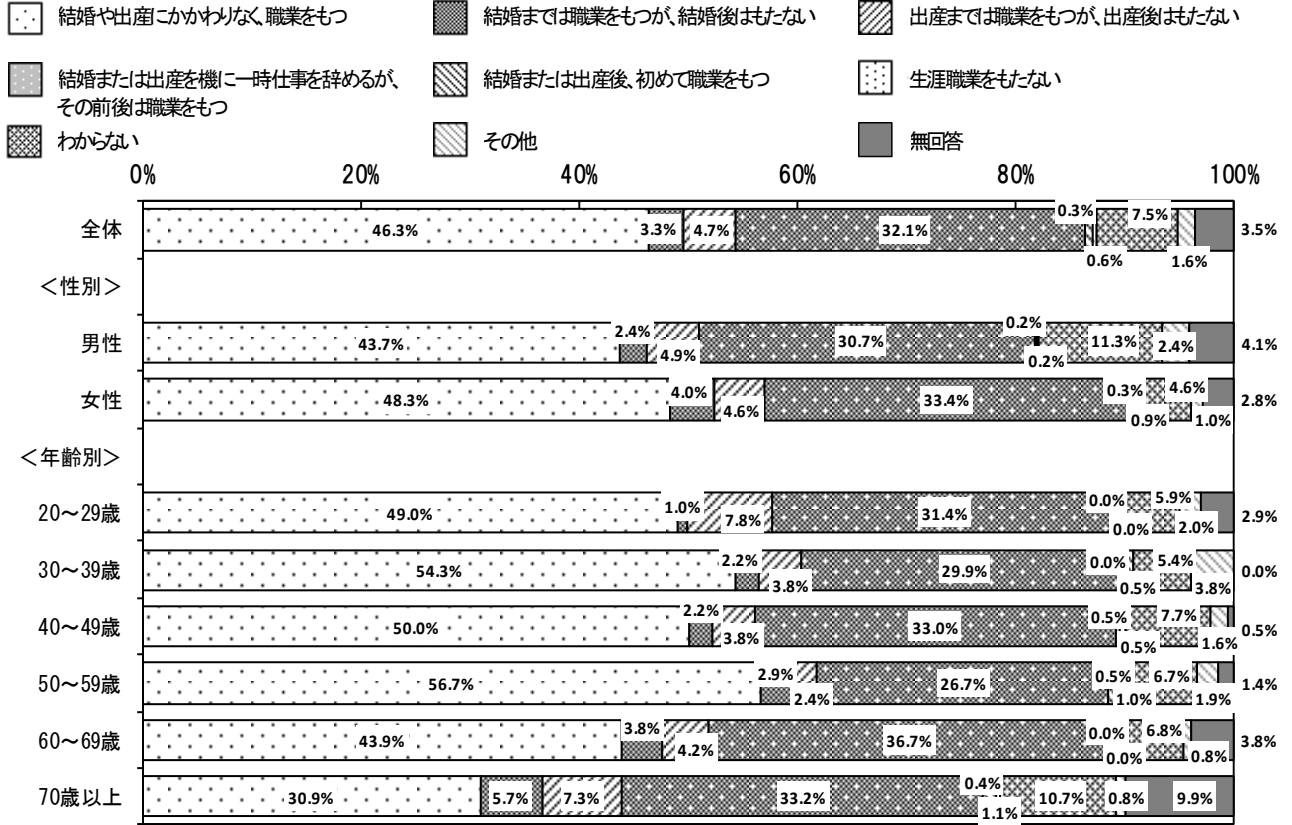
<就業の地位及び雇用形態>



◆結婚、出産を中心にした女性の職業のもち方について

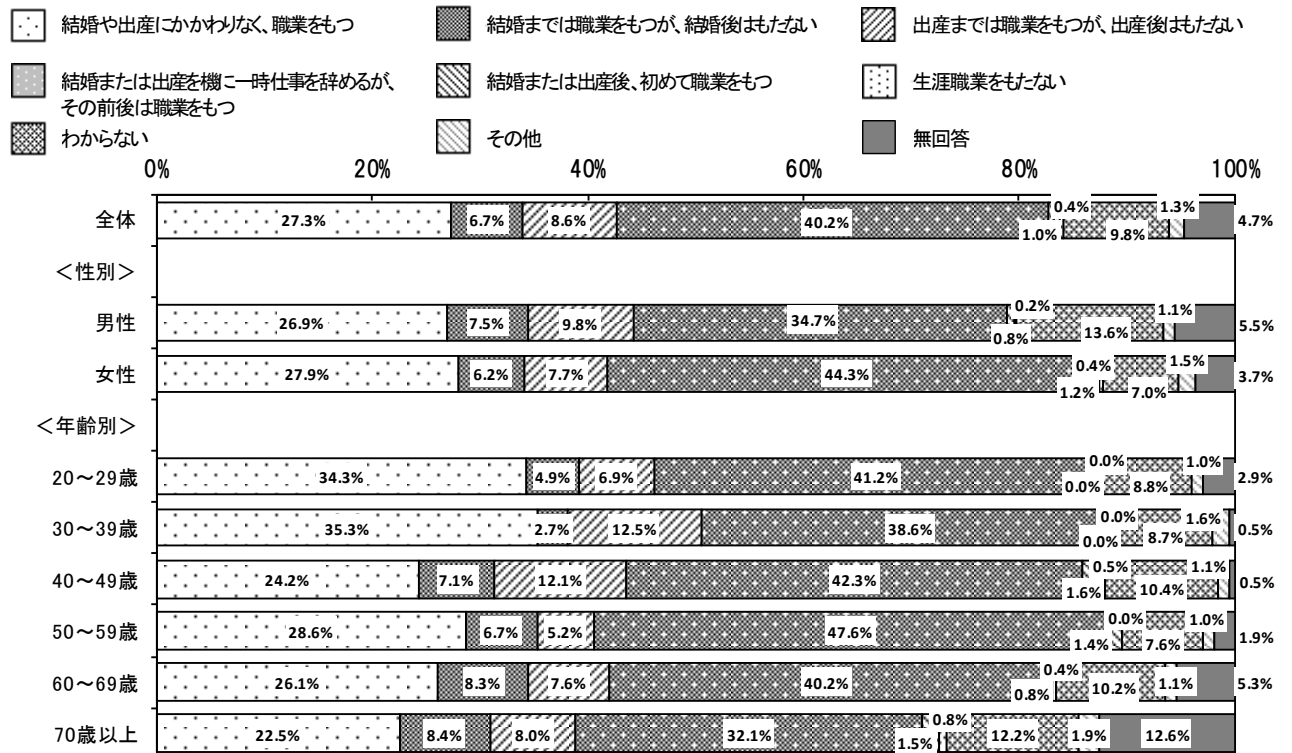
理想は「結婚や出産にかかわりなく、職業をもつ」割合が高くなっていますが、現実には「結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業をもつ」割合が高くなっており、理想と現実には差が生じています。

<理想>



令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

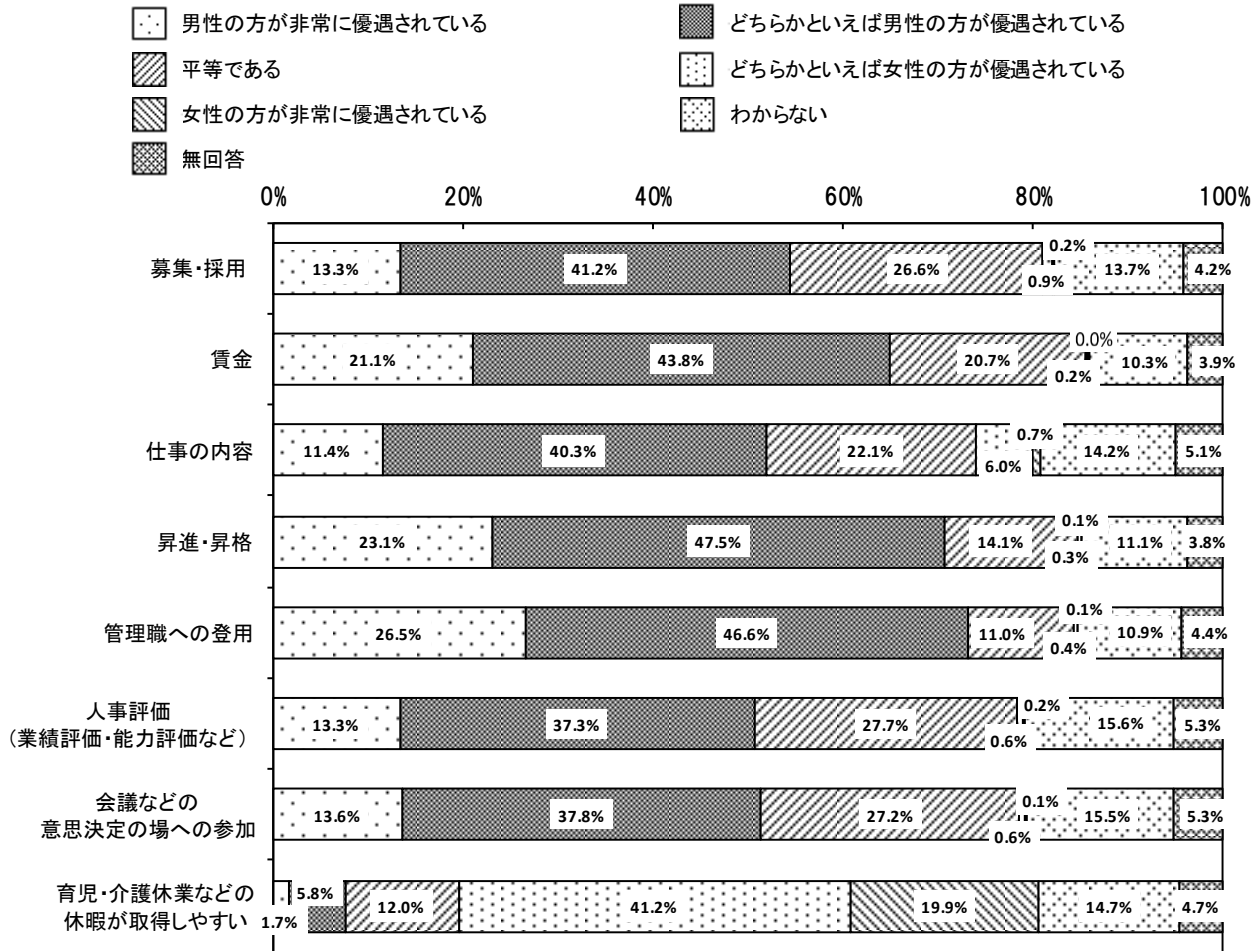
<現実>



令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

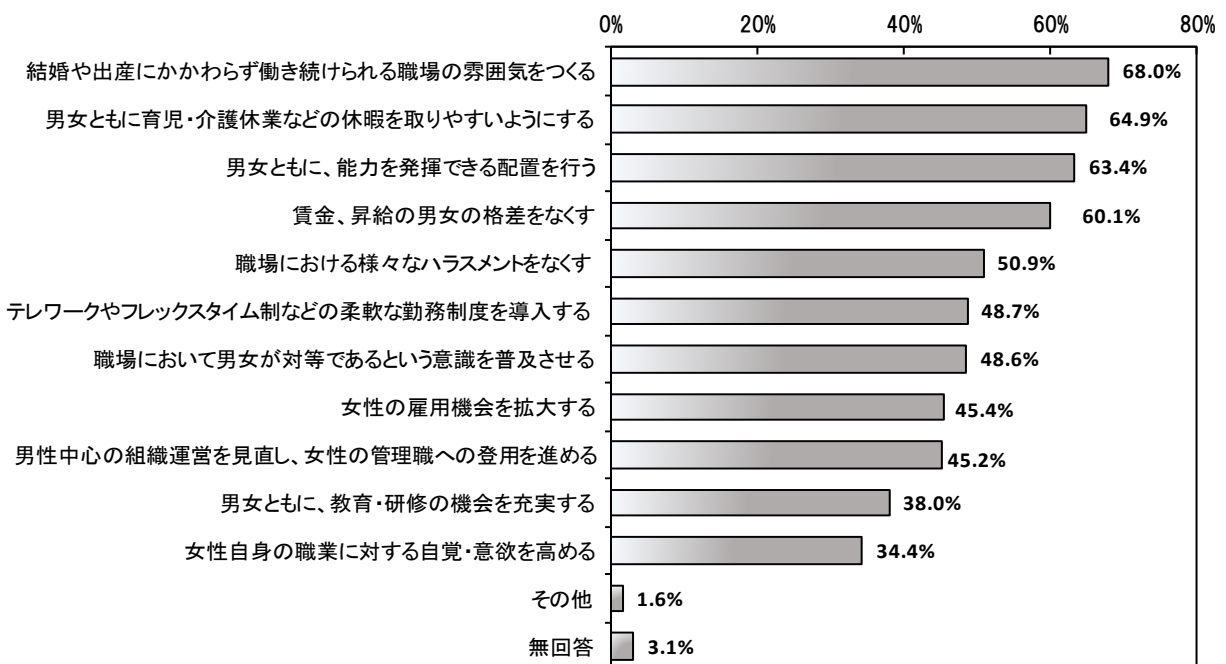
◆就労における性別による差

「育児・介護休業などの休暇が取得しやすい」の項目以外は、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の割合が高くなっています。



令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆男女の雇用均等に必要なこと（あてはまるものすべて選択）

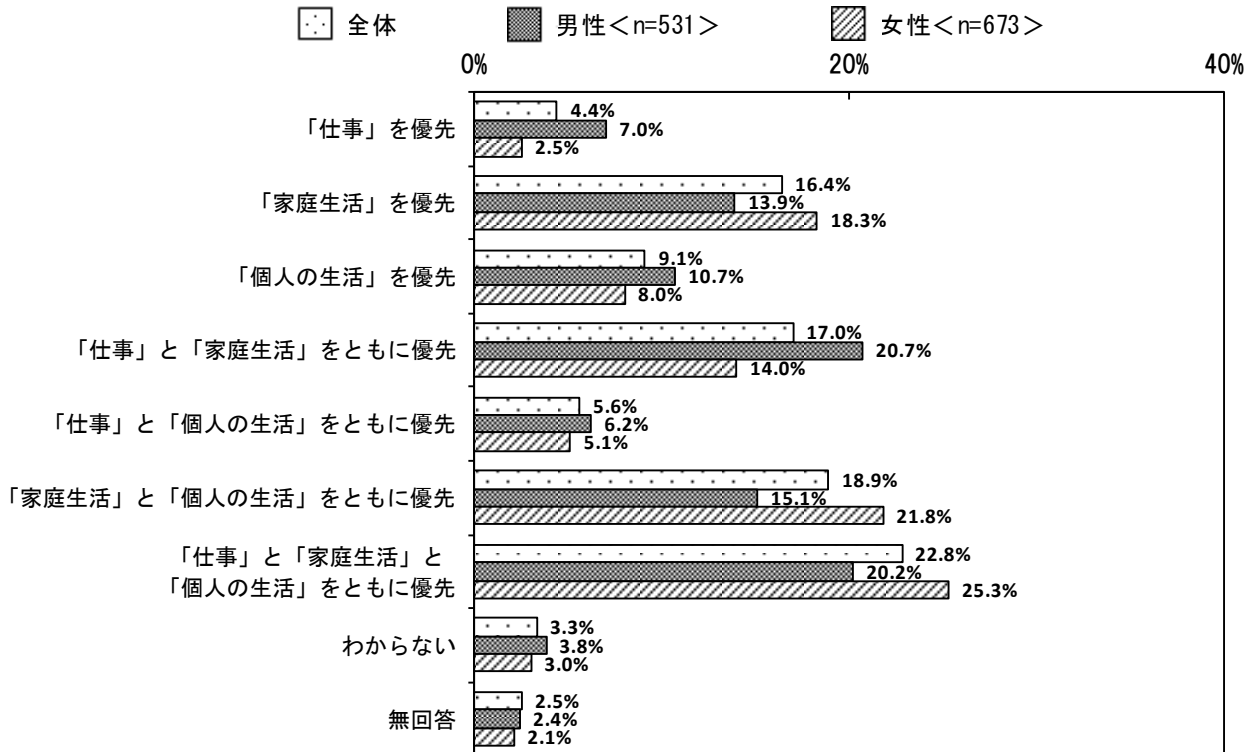


令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

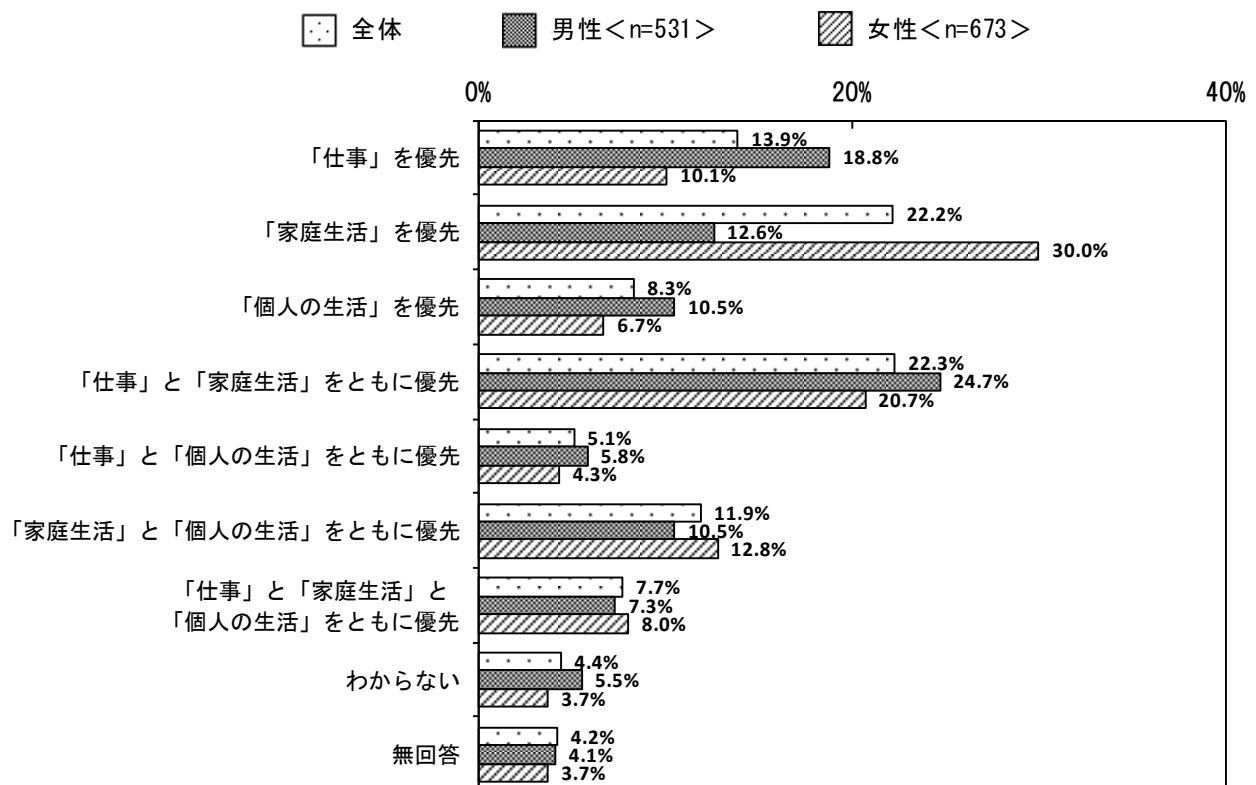
理想では「仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先」する割合が高くなってはいますが、現実としては「仕事と家庭生活を優先」する割合が高くなっており、理想と現実には差が生じています。また、女性は現実として「家庭生活」を優先する割合が高くなってはいます。

<理想>



令和2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

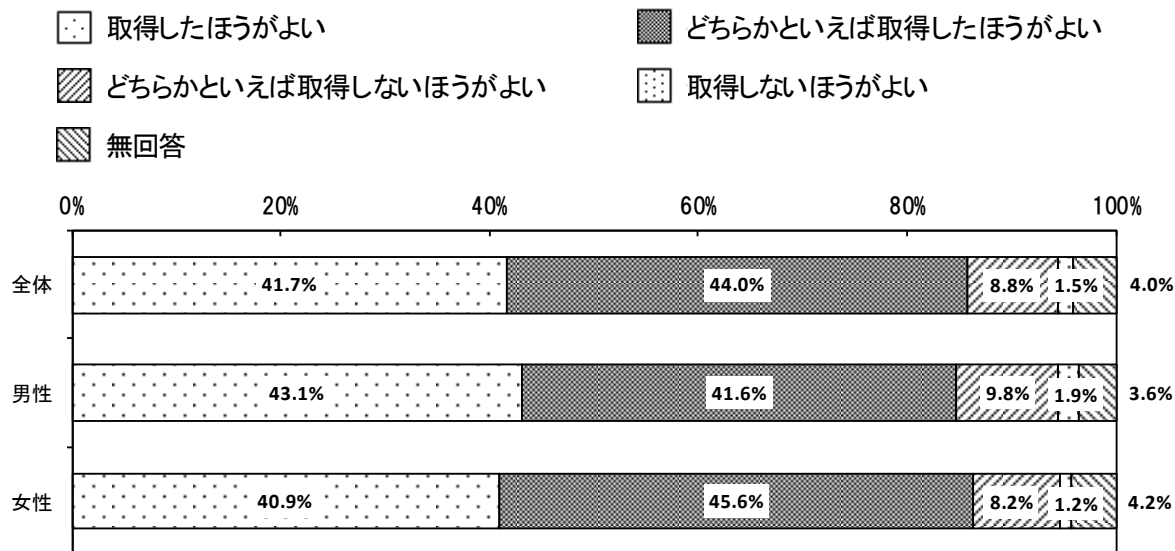
<現実>



令和2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆男性の休業や休暇の取得について

「取得したほうがよい」と「どちらかといえば取得したほうがよい」の計は、男性（84.7%）より女性（86.5%）の割合が1.8ポイント上回っています。



令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

女性の職業のもち方について、理想では結婚や出産にかかわらず職業を持ち続けたいと思う一方で、現実ではそういったことを契機に一時仕事をやめるという割合が高くなっています。また、ワーク・ライフ・バランスについても現実では仕事と家庭を優先する割合が高く、個人の生活を優先する割合は低くなっており、特に女性は家庭生活を優先する傾向がみられます。

本市における人口推移は年々減少傾向にあると予測されており、将来的な労働力の低下に対応するためには、女性をはじめとする様々な人が働きやすい環境を整備していくことが重要で、持続可能な社会の実現には必要不可欠な取組です。

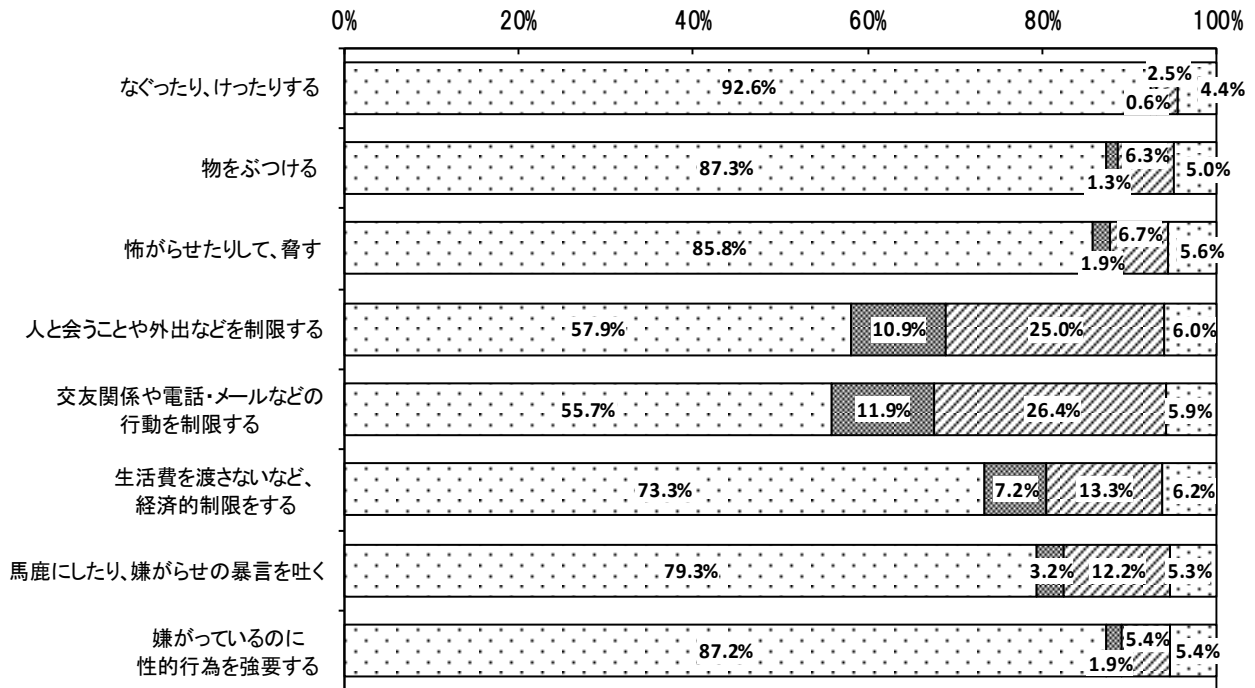
新型コロナウイルス感染症への対策に伴い、社会全体で働き方、休暇の取り方についての見直しが行われている中で、テレワークやフレックスタイム制の導入、育児休暇制度等の取得促進、職場等における意識の変革など、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、より一層推進していく必要があります。

配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

◆配偶者等からの暴力と認識される行為

男女ともに「暴力にあたる」と思う割合は「なぐったり、けったりする」が最も高く、「暴力にあたらない」、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」と思う割合は「交友関係や電話・メールなど行動を制限する」が最も高くなっています。

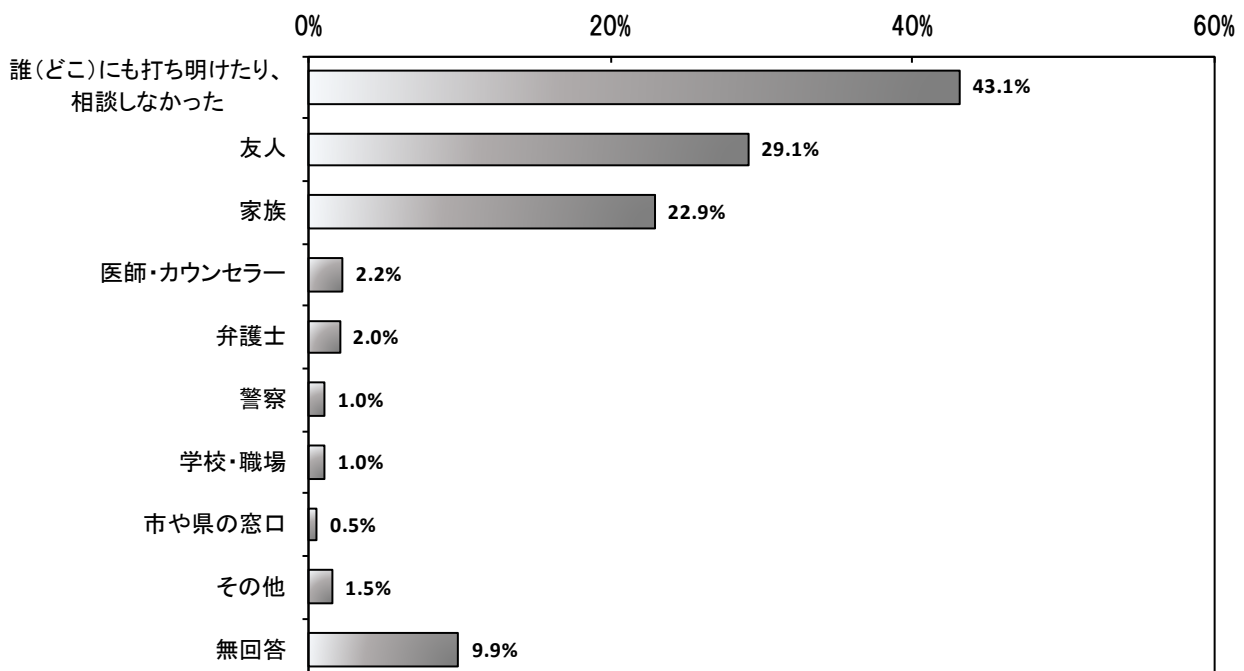
□ 暴力にあたる ■ 暴力にあたらない ▨ 暴力にあたる場合もそうでない場合もある □ 無回答



令和2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

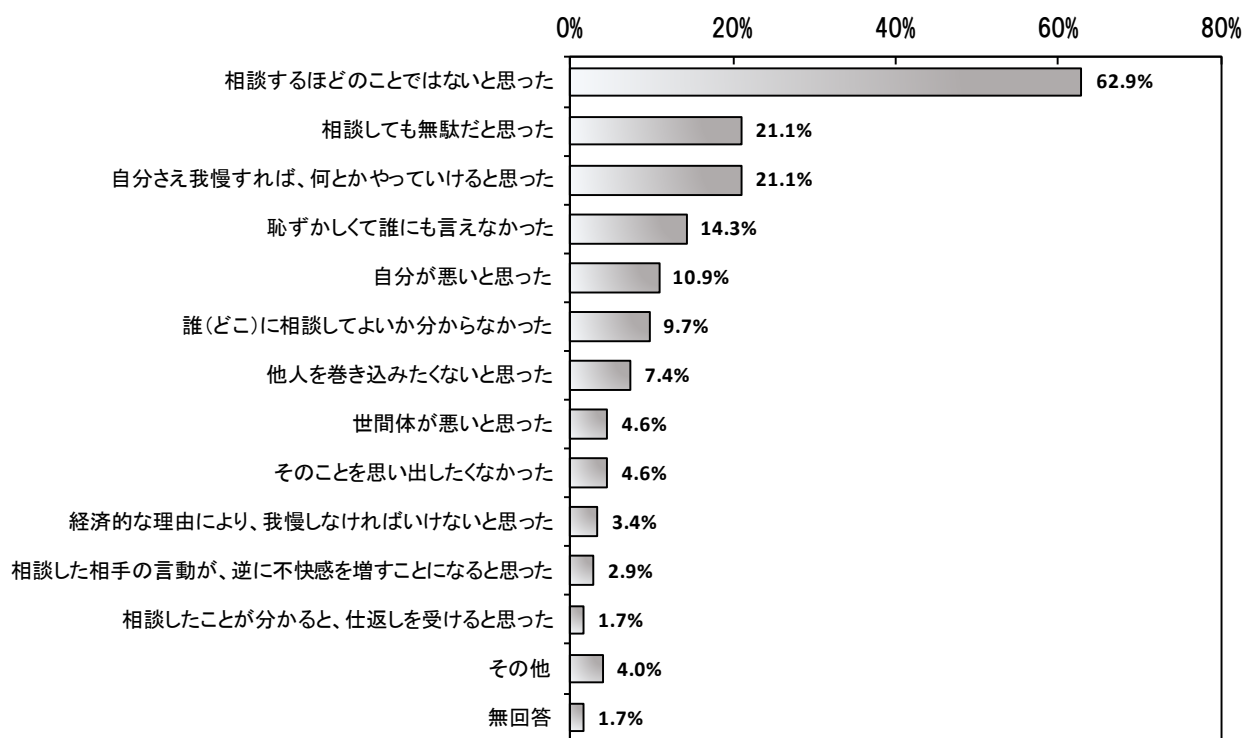
◆DVを受けた時の相談先（あてはまるものすべて選択）

これまでに配偶者や交際相手から受けた暴力行為があったという回答者に相談についてたずねたところ「誰（どこ）にも打ち明けたり、相談しなかった」の割合が最も高く、その理由としては「相談するほどのことではないと思った」と回答した割合が高くなっています。



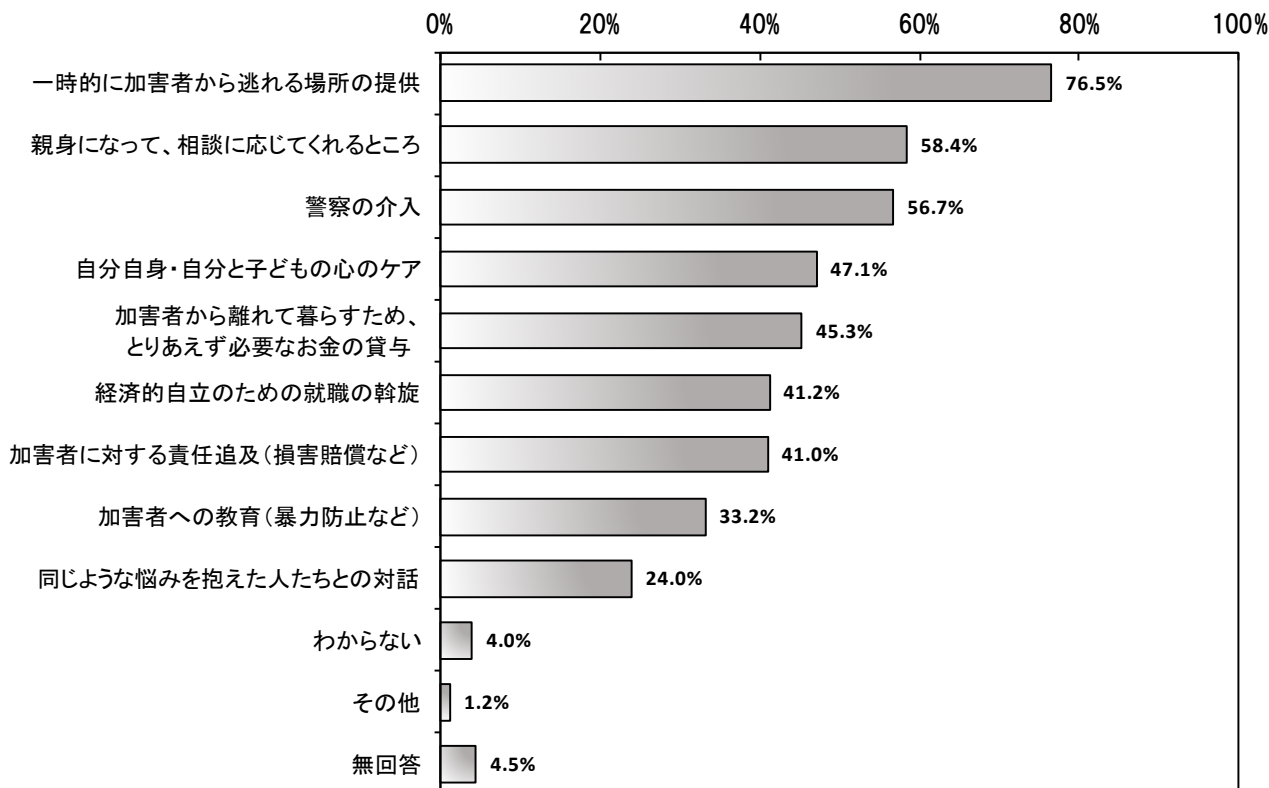
令和2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆DVを受けて相談しなかった理由（あてはまるものすべて選択）



令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

◆DV被害における必要な支援（あてはまるものすべて選択）



令和 2(2020)年度和歌山市男女共同参画に関する市民意識調査

恋人や配偶者など親密な関係にある人から振るわれる暴力（DV）は重大な人権侵害です。暴力を受けることで被害者は自己肯定感や自尊感情を失うなど心への影響も大きく、またその後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることがあります。

配偶者等からの暴力と認識される行為として、身体的・精神的暴力行為は認識が高く、交友関係や外出などを制限する社会的暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力への認識は低くなっています。また、DVを受けた時にどこにも相談しなかった人の割合は4割を超え、そのうちの6割以上の方が、「相談するほどのことではないと思った」と回答しており、DV被害者自身のDVに対する認識が低い傾向がみられます。DV被害における必要な支援として「一時的に加害者から逃れる場所の提供」が最も高く、次いで「親身になって、相談に応じてくれるところ」であることから、被害者の安全確保や相談支援体制の充実が求められています。

そのため、今後もあらゆる機会において幅広い年齢層を対象としたDV防止の啓発推進やDV被害者に対して相談から自立に関する充実した支援を提供するための環境づくりが必要です。



第3章 基本計画

1 計画の体系

基本 目標

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (3) 固定的性別役割分担意識を解消した男女共同参画社会の実現

施策の基本的方向Ⅰ 男女の人権が尊重される意識づくり

関連する
SDGs



I-①男女平等意識の浸透

- ア. 男女平等についての教育と学習の充実
- イ. 男女平等意識の啓発・情報提供
- ウ. メディア・リテラシー向上への取組
- エ. 社会的困難な状況のもとにある人の人権の尊重
- オ. 農林水産業における男女共同参画の推進
- カ. 国際理解のための異文化交流の推進

I-②人権尊重を阻害する暴力の根絶

- ア. 子供や高齢者・障害のある人への虐待防止の取組
- イ. 性別による人権侵害等に関する啓発

I-③男女共同参画意識の啓発

- ア. 男女共同参画社会を促進する啓発活動の推進
- イ. 男女共同参画に関する講座の開催

施策の基本的方向Ⅱ 男女共同参画によるまちづくり

関連する
SDGs



Ⅱ-①政策・方針等の決定過程の場への女性の参画促進

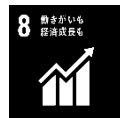
- ア. 政策・方針等の決定過程の場への女性の参画の拡大
- イ. 人材育成と情報の提供

Ⅱ-②男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

- ア. NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援
- イ. 観光や環境の分野における男女共同参画の促進
- ウ. 地域活動における男女共同参画の推進
- エ. 防災・災害復興における男女共同参画の推進

施策の基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

関連する
SDGs



Ⅲ-①職業生活における女性への支援（女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画）

- ア. 雇用の分野における男女平等の推進
- イ. セクシュアル・ハラスメント等の防止への取組
- ウ. 就労に関する支援及び情報の提供
- エ. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- オ. 女性の再就職や能力開発の支援
- カ. 起業をめざす女性への支援

Ⅲ-②多様な生き方を尊重する社会を実現するための環境整備の推進

- ア. 介護の支援体制の充実
- イ. 子育て支援体制の充実
- ウ. ひとり親家庭等における自立の支援
- エ. 男性の家事・育児・介護等への参画の促進
- オ. 性的マイノリティの方への支援

Ⅲ-③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい情報提供や学習機会の充実を推進

- ア. 健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実
- イ. 妊娠・出産期における女性の健康支援

Ⅲ-④生涯を通じた健康支援

- ア. ライフステージに応じた心と体の健康支援
- イ. 健康をおびやかす問題についての対策の推進

施策の基本的方向Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止法第2条の3第3項に定める市町村推進計画）

関連する
SDGs



Ⅳ-①DVを防止する啓発の推進

- ア. DV防止の啓発
- イ. 学校教育でのDV防止の啓発
- ウ. 地域でのDV防止の啓発

Ⅳ-②DV被害者の早期発見及び相談支援体制の充実

- ア. DV被害者の早期発見のための体制づくり
- イ. 相談体制の充実

Ⅳ-③DV被害者の安全確保

- ア. DV被害者の情報管理
- イ. DV被害者の適正な保護

Ⅳ-④DV被害者への自立支援

- ア. DV被害者への自立支援

Ⅳ-⑤DV防止及び被害者の保護等に関する支援体制の充実

- ア. 支援体制の充実

2 施策の展開

施策の基本的方向Ⅰ 男女の人権が尊重される意識づくり

男女共同参画社会の実現には、固定的性別役割分担意識の解消が求められています。
あらゆる機会を通して、男女平等・男女共同参画についての意識づくりの啓発を行います。

施策目標	施策内容	具体的施策
Ⅰ-①男女平等意識の浸透	ア. 男女平等についての教育と学習の充実	a. 男女平等の視点に立った、発達段階に応じた教育の推進
		b. 教育や行政に携わる者を対象にした人権尊重、男女平等に関する意識の啓発
	イ. 男女平等意識の啓発・情報提供	a. 男女平等意識についての広報・啓発
		b. 地域・職場・家庭等における男女平等への理解の促進
		c. 市民意識の把握
	ウ. メディア・リテラシー向上への取組	a. メディア・リテラシーの向上のための啓発や学習機会の提供
	エ. 社会的困難な状況のもとにある人の人権の尊重	a. 自立に向けた支援
		b. 人権啓発の推進
c. 相談体制の充実		
d. 性の多様性を認めあう意識の醸成		
オ. 農林水産業における男女共同参画の推進	a. 農林水産業分野での男女平等意識の啓発	
カ. 国際理解のための異文化交流の推進	a. 市内在住外国人への支援	
	b. 国際的視野を持つ若い世代の育成	
	c. 国際的視野からの男女平等	
Ⅰ-②人権尊重を阻害する暴力の根絶	ア. 子供や高齢者・障害のある人への虐待防止の取組	a. 児童虐待防止への取組
		b. 高齢者・障害のある人への虐待防止の取組
	イ. 性別による人権侵害等に関する啓発	a. メディアにおける性・暴力表現に対する問題意識の啓発
		b. 暴力防止についての啓発
Ⅰ-③男女共同参画意識の啓発	ア. 男女共同参画社会を促進する啓発活動の推進	a. 地域・職場等における性別による慣行の見直し
		b. 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
	イ. 男女共同参画に関する講座の開催	a. 男女共同参画に関する講座の開催
		b. 活動、学習の場及び学習機会の提供
		c. 団体、グループ活動の支援

＜施策目標Ⅰ－①＞ 男女平等意識の浸透

▽施策内容

ア. 男女平等についての教育と学習の充実

固定的性別役割分担意識を解消していくには、人格が形成される幼児期から、人権の尊重や男女平等意識を育てていく必要があります。性別にかかわらず、すべての人が社会の一員として自立し、多様な価値観を認め合う社会づくりに向けて、男女平等に関する教育・学習の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課
a. 男女平等の視点に立った発達段階に応じた教育の推進	発達段階に応じて、個性や能力を発揮できるよう男女平等の視点に立った教育の推進に取り組みます。	保育こども園課 学校支援課
b. 教育や行政に携わる者を対象にした人権尊重、男女平等に関する意識の啓発	市職員、教員に対して人権や男女平等に関する研修を行います。	人事課 学校支援課 教育研究所

イ. 男女平等意識の啓発・情報提供

固定的性別役割分担意識は、日々の暮らしの中で無意識のうちに浸透し、自分がそのような意識を持っていることに気が付かない場合もあります（アンコンシャス・バイアス）。男女共同参画社会の実現においては、すべての人が男女平等意識を持つことが大切です。そのため、地域、職場、家庭等において、男女平等意識の啓発や情報提供により、正しい理解が浸透するよう取組を進めます。

具体的施策	内 容	担当課
a. 男女平等意識についての広報・啓発	広報紙やホームページ・SNS等を活用し、男女共同参画に関する啓発を行います。	男女共生推進課 広報広聴課 人権同和施策課 生涯学習課
b. 地域・職場・家庭等における男女平等への理解の促進	さまざまな人権や男女平等についての研修や啓発を行います。	男女共生推進課 自治振興課 高齢者・地域福祉課 保育こども園課 産業政策課 青少年課
c. 市民意識の把握	男女共同参画に関する調査を行います。	男女共生推進課

ウ. メディア・リテラシー向上への取組

SNSやスマートフォン等の普及により、誰もが簡単に情報を公開したり、個人情報を知られたりするようになりました。そのため、過剰な性や暴力の表現が溢れ、ネット犯罪や人権侵害につながる事例も発生しています。さまざまなメディアから提供される情報を、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）を身につける学習機会の提供と啓発を行います。

具体的施策	内 容	担当課
a. メディア・リテラシーの向上のための啓発や学習機会の提供	児童・生徒・教員に対し、能力向上のための啓発や学習機会を提供します。	学校支援課 教育研究所
	メディア・リテラシーに関する情報及び学習機会を提供します。	男女共生推進課

エ. 社会的困難な状況のもとにある人の人権の尊重

社会環境の変化により、生活や経済的な自立が困難な状況にある人が増加しています。さらに、同和問題（部落差別）や障害の有無、国籍などの理由により複合的な差別を受けている女性（マイノリティ女性等）がいます。また、性的マイノリティに対する差別も問題となっています。

男女共同参画社会の推進において、これらの問題解決のために人権意識を深める取組をはじめ、自立に向けた支援、情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課
a. 自立に向けた支援	就労等に向けた能力開発への支援や技能習得のための情報提供の充実を図ります。	生活支援第2課 こども家庭課 産業政策課 生涯学習課
b. 人権啓発の推進	人権講座等の開催など、人権啓発に取り組みます。	男女共生推進課 人権同和施策課 生涯学習課
c. 相談体制の充実	生活相談や法律相談、職業相談等に的確に対応できるよう、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。	男女共生推進課 市民生活課 人権同和施策課 生活支援第2課 こども家庭課 産業政策課 国際交流課
d. 性の多様性を認め合う意識の醸成	性的マイノリティに対する偏見をなくし、理解を広めるための啓発を行います。	男女共生推進課 人権同和施策課 学校支援課

オ. 農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業分野においては、就業人口の減少や高齢化が進む中、女性が重要な担い手となっていますが、家族経営が多いため、仕事と家事・育児・介護等は女性にとって大きな負担となっています。男女共同参画社会の実現のため、性別にかかわらず能力を発揮できるよう男女平等意識の啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課
a. 農林水産業分野での男女平等意識の啓発	農林水産団体や従事者の意識啓発を行います。	農林水産課

カ. 国際理解のための異文化交流の推進

男女共同参画社会の実現には、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係を有していることの認識に立ち、国際社会の一員として、国際的な協調のもとに取り組んでいく必要があります。また、国際理解のための異文化交流は豊かな地域環境づくりにおいても不可欠です。市内在住の外国人への支援をはじめ、国際的な視野を持つ若い世代の育成や国際ボランティアの活動支援など、国際理解を推進します。

具体的施策	内容	担当課
a. 市内在住外国人への支援	市内在住の外国人に対し、情報提供や生活相談等の支援を行います。	国際交流課
	国際交流ボランティア団体が主催する交流イベントを支援します。	国際交流課
	外国籍児童・生徒の日本語の習得を支援します。	学校支援課
b. 国際的視野を持つ若い世代の育成	国際交流員等が小学校等へ訪問し、国際理解を深める取組を行います。	国際交流課
c. 国際的視野からの男女平等	諸外国の女性問題の関連資料の収集や情報を提供します。	男女共生推進課

＜施策目標Ⅰ－②＞ 人権尊重を阻害する暴力の根絶

▽施策内容

ア. 子供や高齢者・障害のある人への虐待防止の取組

子供や高齢者、障害のある人への虐待が大きな社会問題となっています。虐待をはじめとするあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害するものです。庁内外の連携をもとに虐待防止に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課
a. 児童虐待防止への取組	関係機関との連携により面前 DV を含め児童虐待の防止や相談・支援体制の充実及び啓発に取り組みます。	男女共生推進課 地域保健課 保育こども園課 こども総合支援センター 青少年課 学校支援課
b. 高齢者・障害のある人への虐待防止の取組	関係機関との連携により高齢者・障害のある人への虐待防止の取組や相談支援の充実を図ります。	地域包括支援課 保健対策課 高齢者・地域福祉課 障害者支援課

イ. 性別による人権侵害等に関する啓発

テレビや新聞、インターネットなどのメディアから発信される情報は、無意識のうちに人々に浸透し影響を与えています。メディアにおける性や暴力表現に対して正しい判断ができるように学習機会の提供と啓発を行います。

具体的施策	内 容	担当課
a. メディアにおける性・暴力表現に対する問題意識の啓発	メディアにおける性別による差別や性の商品化についての学習機会の提供や啓発を行います。	男女共生推進課
b. 暴力防止についての啓発	性犯罪等暴力の防止について、啓発を行います。	男女共生推進課

＜施策目標Ⅰ－③＞ 男女共同参画意識の啓発

▽施策内容

ア. 男女共同参画社会を促進する啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現するためには、地域、職場等における性別による慣行やしきたりについて、男女共同参画の視点から検討し、見直していく必要があります。

男女共同参画に関する意識を深め、性別による慣行にとらわれない男女共同参画の啓発や情報の収集及び提供の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課
a. 地域・職場等における性別による慣行の見直し	各種セミナー・講座等の開催や情報提供により、性別による慣行にとらわれない男女共同参画の啓発を行います。	男女共生推進課 自治振興課 産業政策課
b. 男女共同参画に関する情報の収集及び提供	図書・資料などにより男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。	男女共生推進課

イ. 男女共同参画に関する講座の開催

男女共同参画の視点を浸透させ、市民一人ひとりの意識を変えていくため、男女共同参画に関する講座の開催や学習機会の提供を図るとともに、団体、グループ活動への支援等の取組を進めます。

具体的施策	内 容	担当課
a. 男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画について理解を深めるための研修会・講座等を開催します。	男女共生推進課 学校支援課 教育研究所
b. 活動、学習の場及び学習機会の提供	地域の施設を利用して研修会・講座等を開催します。	生涯学習課
c. 団体、グループ活動の支援	市民公益活動団体の活動の場の整備などの環境づくりに努めます。	自治振興課

施策の基本的方向Ⅱ 男女共同参画によるまちづくり

男女共同参画の視点から社会のあらゆる分野で女性の参画を促進し、ポジティブ・アクションの推進を図るとともに、市民協働によるまちづくりを推進します。

施策目標	施策内容	具体的施策
Ⅱ-①政策・方針等の決定過程の場への女性の参画促進	ア. 政策・方針等の決定過程の場への女性の参画の拡大	a. 審議会等への女性委員の積極的登用
		b. 管理職等への積極的登用
		c. 政治分野における男女共同参画の啓発
	イ. 人材育成と情報の提供	a. 人材育成講座等の実施
		b. 人材に関する情報の提供
Ⅱ-②男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	ア. NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援	a. NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援
		b. まちづくりへの市民参画意識の向上と協働のための仕組みづくり
		c. 団体やグループの育成及び活性化への支援
	イ. 観光や環境の分野における男女共同参画の促進	a. 観光分野における男女共同参画の促進
		b. 環境分野における男女共同参画の促進
	ウ. 地域活動における男女共同参画の推進	a. 地域の防犯活動への支援
		b. 地域活動における女性リーダーの登用促進
	エ. 防災・災害復興における男女共同参画の推進	a. 自主防災意識及び防災知識の普及
		b. 防災分野における女性の参画の促進
		c. 災害時における女性への配慮

＜施策目標Ⅱ－①＞ 政策・方針等の決定過程の場への女性の参画促進

▽施策内容

ア. 政策・方針等の決定過程の場への女性の参画の拡大

男女双方の意見が行政の施策等へ反映されるよう、男女それぞれの委員の割合を 40%以上となるよう取り組んでおり、令和8（2026）年度までに審議会等への女性の登用率 40%を目指します。

具 体 的 施 策	内 容	担 当 課
a. 審議会等への女性委員の積極的登用	審議会等での女性委員の参画率の目標値を設定し、女性の参画機会の拡充を図ります。	各審議会等所管課
b. 管理職等への積極的登用	職員の意識の高揚と能力の向上を図り、管理職への女性の登用を推進します。	人事課 学校教育課
c. 政治分野における男女共同参画の啓発	政治分野への女性の参画を促進するための情報の提供や各種施策を推進します。	男女共生推進課

イ. 人材育成と情報の提供

地域や職場等における女性の役割は、男性の補助的なものが多く、その結果、女性は自己決定し行動する機会や能力を伸ばす機会が十分に確保されていない状況があります。

男女共同参画社会の実現のため、女性が自己決定できる力をつけるエンパワーメントを促進し、その意欲と能力を活かせるような環境整備のための情報提供の充実を図ります。

具 体 的 施 策	内 容	担 当 課
a. 人材育成講座等の実施	女性リーダー育成のための研修や講座等を開催します。	男女共生推進課 人事課
b. 人材に関する情報の提供	地域で活躍する人材についての情報を収集し、提供します。	男女共生推進課

＜施策目標Ⅱ－②＞ 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

▽施策内容

ア. NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援

NPO・ボランティア等の活動にはさまざまな分野がありますが、男女の区別なく、自己実現を図るためにも、個々の能力を十分に発揮し、協力していくことが重要です。より充実した活動ができるよう、活動の場や情報提供等の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課
a. NPO・ボランティア等への情報提供及び活動への支援	市民公益活動団体への情報や活動の場の提供により、市民や団体が充実した活動ができるように支援します。	自治振興課
b. まちづくりへの市民参画意識の向上と協働のための仕組みづくり	市民がまちづくりへの参画意識を持つための啓発や交流を行い、地域に根ざした施策を行います。	自治振興課
c. 団体やグループの育成及び活性化への支援	地域における団体やグループの育成及び活性化を支援します。	男女共生推進課 生涯学習課

イ. 観光や環境の分野における男女共同参画の促進

本市は、和歌山城をはじめとする文化遺産や和歌の浦などの風光明媚な景観を有しています。また、本市が主催する観光イベントも多くあります。これらのPRなどに女性の視点を取り入れ、アイデアの多様化を図っていくことで、アピール力の向上が期待されます。

また、環境分野においても男女共同参画の視点を取り入れ、豊かな知識や経験をより広く活用していきます。

具体的施策	内 容	担当課
a. 観光分野における男女共同参画の促進	男女共同参画の視点での観光分野への参画を促進します。	観光課
b. 環境分野における男女共同参画の促進	男女共同参画の視点での環境分野への参画を促進します。	環境政策課

ウ. 地域活動における男女共同参画の推進

地域における多様な課題やニーズに対応していくためには、あらゆる人が地域活動に積極的に参加し、性別や年齢等により役割が固定化されないことが重要です。誰もが安心して住み続けられる持続可能なまちの実現に向け、防犯活動をはじめ、地域での自主的な活動を支援します。

具体的施策	内容	担当課
a. 地域の防犯活動への支援	男女共同参画の視点での防犯活動への参画を支援します。	地域安全課 高齢者・地域福祉課
b. 地域活動における女性リーダーの登用促進	地域活動における女性の参画を促進します。	男女共生推進課

エ. 防災・災害復興における男女共同参画の推進

近年多発する大規模災害に備え、避難所等では男女のニーズの違いに配慮する必要があることから、防災会議や避難所運営などへの女性の参画が、より一層重要となってきています。本市においても、津波等への対策が重要な課題であり、自助・共助・公助がうたわれる中、市民一人ひとりが防災についての意識を高めることが重要です。

市民意識調査でも防災への関心は高くなっており、自主防災組織への女性の参画を一層促進していく必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、自主防災組織の構築や防災に関する学習機会の提供を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。

具体的施策	内容	担当課
a. 自主防災意識及び防災知識の普及	防災に関する学習会を開催します。	地域安全課
b. 防災分野における女性の参画の促進	男女共同参画の視点での防災分野への参画を促進します。	総合防災課 地域安全課
c. 災害時における女性への配慮	避難所等において女性のニーズに対応した取組を促進します。	男女共生推進課 総合防災課

施策の基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立し、令和元（2019）年にはその一部を改正する法律が公布されました。この法律に則し、豊かで活力のある社会の実現に向け施策を進めていくとともに、多様な生き方を選択・実現していくうえで重要な、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

施策目標	施策内容	具体的施策
Ⅲ-①職業生活における女性への支援 (女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画)	ア. 雇用の分野における男女平等の推進	a. 企業、雇用主等への男女雇用機会均等法等の啓発
	イ. セクシュアル・ハラスメント等の防止への取組	a. セクシュアル・ハラスメント等の防止への取組
	ウ. 就労に関する支援及び情報の提供	a. 技術能力の向上と就労情報の提供
		b. 性別にとらわれない職業選択の教育の推進と職場環境の整備
		c. 就労に関する相談体制の充実
	エ. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	a. ワーク・ライフ・バランスの啓発 b. 多様な働き方の推進
	オ. 女性の再就職や能力開発の支援	a. 女性の再就職や能力開発への支援
カ. 起業をめざす女性への支援	a. 起業家への支援	
Ⅲ-②多様な生き方を尊重する社会を実現するための環境整備の推進	ア. 介護の支援体制の充実	a. 多様化するニーズに対応した介護予防事業の充実
		b. 高齢者に対する支援
		c. 障害のある人の自立のための支援の充実
	イ. 子育て支援体制の充実	a. 行政機関における保育の環境整備の充実
		b. 多様化するニーズに対応した子育て支援の充実
		c. 学童保育の充実
		d. 地域における子育て支援の充実
		e. 子育て相談体制の充実
f. 子育て情報・学習機会の提供		
ウ. ひとり親家庭等における自立の支援	a. ひとり親家庭等の生活安定の促進	
エ. 男性の家事・育児・介護等への参画の促進	a. 男性の家事・育児・介護等への参画の促進	
オ. 性的マイノリティの方への支援	a. 性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている人への支援	
Ⅲ-③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい情報提供や学習機会の充実を推進	ア. 健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実	a. リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
	イ. 妊娠・出産期における女性の健康支援	a. 妊娠・出産期における女性の健康支援 b. 相談体制の充実
Ⅲ-④生涯を通じた健康支援	ア. ライフステージに応じた心と体の健康支援	a. 健康診査等の促進
		b. 高齢期における健康支援
	イ. 健康をおびやかす問題についての対策の推進	a. 性感染症予防への対策
		b. 喫煙・飲酒、薬物乱用への対策
		c. 自殺対策の推進

＜施策目標Ⅲ－①＞ 職業生活における女性への支援

【 女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画 】

▽施策内容

ア. 雇用の分野における男女平等の推進

女性の雇用については、法整備も進んできていますが、実情として、雇用形態や賃金等の待遇面などで男女の格差がみられます。

男女雇用機会均等法等の周知を図るとともに、企業や雇用主に対し啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課
a. 企業、雇用主等への男女雇用機会均等法等の啓発	セミナー等の開催や資料の提供により、啓発を行います。	産業政策課

イ. セクシュアル・ハラスメント等の防止への取組

男女雇用機会均等法において、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関し事業主に対する雇用管理上の措置について規定しており、平成29（2017）年に同法が改正され、職場における妊娠、出産等に関するハラスメント防止について、新たに追加されました。

また、令和2（2020）年にはハラスメント防止対策の実効性の向上を図るため、事業主に相談等をした労働者に対する不利益な取扱いを禁止するなどの改正が行われました。

セクシュアル・ハラスメントをはじめ、マタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメントは男女共同参画社会の実現を阻害するものであるため、職場や学校、地域活動等において、セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発や相談・支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
a. セクシュアル・ハラスメント等の防止への取組	セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発や相談窓口の充実を図ります。	男女共生推進課 人事課 産業政策課 学校教育課

ウ. 就労に関する支援及び情報の提供

就労を希望する人等の個性と能力が十分に発揮できるように、講座の開催や就労に関する相談や情報提供などの支援を図ります。

学校教育の場においては、個性や能力に応じた職業選択に関する意識や自立心を高める教育の取組を進めます。また、誰もが働きやすい職場環境の整備を推進します。

具体的施策	内容	担当課
a. 技術能力の向上と就労情報の提供	技術の習得のための講座や就労に関するセミナー等の開催、また、関係機関と連携し、情報提供を行います。	男女共生推進課 こども家庭課 産業政策課 生涯学習課 人事委員会事務局 農業委員会事務局
b. 性別にとらわれない職業選択の教育の推進と職場環境の整備	個人の適性に応じた進路選択につなげる職場体験学習を行います。	学校教育課
	働きやすい職場環境の整備を推進します。	人事課 産業政策課
c. 就労に関する相談体制の充実	関係機関と連携し、就労に関する相談体制の充実を図ります。	産業政策課

エ. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

働くことは経済的な基盤形成と自己実現をめざすうえで重要であり、その上で、仕事と家庭・地域活動を両立させることができる社会にすることが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と企業への理解を促進する取組を進めます。

具体的施策	内容	担当課
a. ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスについての理解を促進するため、研修会の開催や資料等による啓発を行います。	男女共生推進課 子育て支援課 産業政策課
b. 多様な働き方の推進	感染症対策や働き方改革に向けた取組として多様な働き方を推進します。	人事課 産業政策課

オ. 女性の再就職や能力開発の支援

少子高齢化が進む中、女性の活躍による経済の活性化が求められています。

子育てや介護等で一旦、離職をした女性や新たに就職を希望する女性の能力開発や技術取得への支援の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
a. 女性の再就職や能力開発への支援	女性の再就職や能力開発、技能取得に関する講座等の開催などの支援の充実を図ります。	男女共生推進課 農林水産課 産業政策課

カ. 起業をめざす女性への支援

起業をめざす女性への支援として、事業経営の知識などの情報提供の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課
a. 起業家への支援	事業経営の知識などの情報提供を行い、起業家、起業希望者への支援を行います。	男女共生推進課 商工振興課

＜施策目標Ⅲ－②＞ 多様な生き方を尊重する社会を実現するための
環境整備の推進

▽施策内容

ア. 介護の支援体制の充実

高齢化が進む中、本市においても高齢人口比率は令和3（2021）年で30.7%となっています。その中で、多様化するニーズに対し、男女共同参画の視点に立った高齢者や障害のある人に対する支援が必要となっています。

行政と地域社会が協力し、介護の支援ができるような取組と相談支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 多様化するニーズに対応した介護予防事業の充実	介護に関わる相談や予防サービスの充実を図ります。	地域包括支援課
b. 高齢者に対する支援	高齢者に憩いの場を提供するとともに、認知症高齢者の支援、家族介護教室を開催します。	地域包括支援課 高齢者・地域福祉課
c. 障害のある人の自立のための支援の充実	障害者自立支援サービスの充実や相談支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 保健対策課

イ. 子育て支援体制の充実

少子高齢化や核家族化により、子供の一時預かりや学童保育、育児相談、子育てに関する情報提供などの充実が求められています。

このような多様なニーズに対応した、子育てに関する環境を整備するとともに、相談・支援体制の強化を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 行政機関における保育の環境整備の充実	子供を連れた来庁者が講座や各種会議に安心して参加ができる子供の一時預かりや、申請手続きや相談に専念できる環境整備を行います。	男女共生推進課 こども家庭課
b. 多様化するニーズに対応した子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センターや一時保育、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課 保育こども園課
	保育士の専門性及び保育の質を高めるための研修会を開催します。	保育こども園課

具体的施策	内 容	担 当 課
c. 学童保育の充実	学童保育の充実を図ります。	青少年課
d. 地域における子育て支援の充実	子育てひろばの開催など、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
	保育所と地域の交流の促進を図ります。	保育こども園課
	子供たちや親子間の交流の場を提供します。	学校支援課
	家庭教育支援サポーターを養成します。	生涯学習課
e. 子育て相談体制の充実	子育てに関する相談や情報提供等を行います。	子育て支援課
	子供に関する電話相談を行います。	こども総合支援センター
	カウンセラーを小中学校等に配置し、子供の視点に立って相談に対応します。	学校支援課
	産後間もない家庭へ訪問し、相談を行います。	地域保健課
f. 子育て情報・学習機会の提供	情報誌などで子育て支援情報を提供します。	子育て支援課 産業政策課
	子育てに関する学習機会や交流の場を提供します。	子育て支援課

ウ. ひとり親家庭等における自立の支援

ひとり親家庭等については、生活の安定を図る取組が必要です。生活資金貸付や就労に必要な技能習得などの自立に向けた支援体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. ひとり親家庭等の生活安定の促進	技能取得等、ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います。	こども家庭課
	医療制度や生活に関する相談、住居に関する支援等を行います。	こども家庭課 住宅第1課

エ. 男性の家事・育児・介護等への参画の促進

すべての人があらゆる場面で活躍でき、誰もが暮らしやすい社会の実現には、家庭生活への男性の参画が求められています。

男性の家事・育児・介護等への参画が進まない理由としては、男性の長時間労働や男性の育児・介護休業が取得しづらい職場環境などが考えられ、従来の働き方の見直しや男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりの促進が必要となります。

子育て講座等を通じ育児参加の促進や男性の生活自立のための学習機会の提供を行います。また、男性が家庭生活に進んで参画できるよう啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課
a. 男性の家事・育児・介護等への参画の促進	子育て講座等を通じ男性の育児参加の促進を図り、また、男性の生活自立のための学習機会を提供します。	男女共生推進課 地域保健課 子育て支援課
	男性の家事・育児等への参加を促進するための啓発を行います。	人事課 産業政策課 学校教育課

オ. 性的マイノリティの方への支援

性的マイノリティの方が深刻な生きづらさを抱えていることを踏まえ、暮らしの中で様々な困難への対応、差別・偏見の解消などの取組を推進し、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会の実現を目指します。

具体的施策	内容	担当課
a. 性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている人への支援	同性カップル等、性的マイノリティに関する相談に応じるとともに、解消に向けた支援の充実を図ります。	男女共生推進課 人権同和施策課

＜施策目標Ⅲ－③＞ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する
正しい情報提供や学習機会の充実を推進

▽施策内容

ア. 健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実

リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透を図るため、性に関する教育の推進や性感染症予防の推進に取り組みます。また、情報誌等により健全な心と体の成長のための教育と学習機会の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透	子供の発達段階に応じた性に関する教育を推進します。	保健給食管理課
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を取り入れた情報と学習機会を提供します。	男女共生推進課

イ. 妊娠・出産期における女性の健康支援

妊娠・出産期における女性の健康支援については、妊産婦の健康診査の実施、妊産婦と家族のための教室の開催、妊娠・出産期を安全で安心して過ごせるよう医療体制の充実などの取組を進めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 妊娠・出産期における女性の健康支援	不妊治療への支援や妊産婦の健康診査の実施、医療の体制づくりを推進します。	総務企画課 地域保健課
b. 相談体制の充実	妊娠期からの様々な疑問や相談に対応できる、相談体制の充実を図ります。	地域保健課

＜施策目標Ⅲ－④＞ 生涯を通じた健康支援

▽施策内容

ア. ライフステージに応じた心と体の健康支援

健康の維持・向上のためには、健康に対する自己管理意識を持つことが必要です。健康に関する啓発と支援の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 健康診査等の促進	健康診査等を行い、疾患の早期発見に努め、生涯にわたる健康管理に関する正しい知識の普及を図ります。	国保年金課 地域保健課
b. 高齢期における健康支援	介護予防のための普及啓発を推進します。	地域包括支援課

イ. 健康をおびやかす問題についての対策の推進

健康をおびやかす諸問題については、正しい知識の普及啓発などが必要です。HIVや性感染症の予防対策を推進し、喫煙・飲酒、薬物乱用の防止対策などを行うとともに、自殺対策においては、ゲートキーパーの養成等に努め、誰もが健康な生活を送ることができるよう取組を進めていきます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 性感染症予防への対策	HIVや性感染症の予防の啓発や早期発見のための対策を推進します。	保健対策課
b. 喫煙・飲酒、薬物乱用への対策	喫煙や多量飲酒、薬物乱用の防止対策を推進します。	保健対策課 地域保健課 学校支援課 保健給食管理課
c. 自殺対策の推進	自殺対策に係る普及啓発や相談支援、また、関係機関との連携により生きる支援の充実を図ります。	保健対策課
	身近な人の示す自殺のサインに気づき、適切な行動ができるゲートキーパーの養成を推進します。	保健対策課

施策の基本的方向Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

【 和歌山市DV被害者支援基本計画 】

平成 25（2013）年、配偶者暴力防止法の改正に伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を改正し、平成 26（2014）年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が施行されました。これらの方針に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進しています。

本市においても、配偶者等に対する暴力に係る相談支援体制やDV被害者の安全の確保と自立支援策の充実を図るとともに、DV防止、早期発見等の取組を進めていきます。

施策目標	施策内容	具体的施策
Ⅳ-①DVを防止する啓発の推進	ア. DV防止の啓発	a. DV防止のための意識啓発を推進
	イ. 学校教育でのDV防止の啓発	a. 学校教育におけるDV防止のための意識啓発を推進
	ウ. 地域でのDV防止の啓発	a. 地域におけるDV防止のための意識啓発を推進
Ⅳ-②DV被害者の早期発見及び相談支援体制の充実	ア. DV被害者の早期発見のための体制づくり	a. DV被害者の早期発見のための意識啓発を推進
	イ. 相談体制の充実	a. 相談体制の充実
Ⅳ-③DV被害者の安全確保	ア. DV被害者の情報管理	a. DV被害者の情報管理の徹底
	イ. DV被害者の適正な保護	a. DV被害者の安全確保
Ⅳ-④DV被害者への自立支援	ア. DV被害者への自立支援	a. DV被害者と関係各課との連携による自立支援体制の充実
Ⅳ-⑤DV防止及び被害者の保護等に関する支援体制の充実	ア. 支援体制の充実	a. 庁内体制の充実及び関係機関との連携強化

<施策目標Ⅳ－①> DVを防止する啓発の推進

▽施策内容

ア. DV防止の啓発

DVは重大な人権侵害であり、身体的な暴力だけでなく、社会的・精神的・経済的・性的な暴力もあります。

また、配偶者等の間におけるDVは子供にも大きな影響を与えます。

DVの防止にむけ、正しい知識を身につけるための啓発活動の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. DV防止のための意識啓発を推進	DVをなくすために正しい知識の啓発を行います。	男女共生推進課 人権同和施策課 消防総務課 生涯学習課
	若年層の交際相手による暴力(デートDV)防止の啓発を行います。	男女共生推進課

イ. 学校教育でのDV防止の啓発

児童生徒の中には、その家庭においてDV問題が生じている場合があります。

そのため、学校教育の場において、教職員等のDVに対する正しい知識と対応が求められます。

教職員への研修などの機会を通して、DVを防止するための意識啓発の取組を進めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 学校教育におけるDV防止のための意識啓発を推進	学校教育におけるDVに対する意識の向上、人権教育、男女平等教育の推進を図ります。	学校支援課 教育研究所

ウ. 地域でのDV防止の啓発

地域において、住民相互のつながりを持つことは身近な見守りとなります。

地域住民の安全で安心な暮らしを支える自治会や民生委員等の各種団体へのDVを防止するための意識啓発を行います。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 地域におけるDV防止のための意識啓発を推進	DVを防止するため地域活動の場において意識啓発に取り組みます。	自治振興課 高齢者・地域福祉課

＜施策目標Ⅳ－②＞ DV被害者の早期発見及び相談支援体制の充実

▽施策内容

ア. DV被害者の早期発見のための体制づくり

DV被害者に対する支援体制の充実を図るため、職員や教職員、関係機関と連携し、早期発見に努めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. DV被害者の早期発見のための意識啓発を推進	DVに関する情報提供や情報共有を図り、DV被害者の早期発見に努めます。	男女共生推進課 地域保健課 学校支援課 教育研究所

イ. 相談体制の充実

庁内の相談窓口の充実と関係各課と連携し、相談支援体制の強化を図ります。

また、再発防止の視点からDV加害者の相談に対し、関係機関等との連携を図りながら支援に努めます。

具体的施策	内 容	担 当 課
a. 相談体制の充実	相談員の能力向上への取組やDV防止に向け関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	男女共生推進課 市民生活課 人権同和施策課 こども総合支援センター 国際交流課

＜施策目標Ⅳ－③＞ DV 被害者の安全確保

▽施策内容

ア. DV 被害者の情報管理

相談窓口におけるDV被害者の個人情報の保護に対する庁内での体制づくりとともに、情報管理に関する意識の徹底を図ります。

具体的施策	内 容	担当課
a. DV被害者の情報管理の徹底	DV被害者の個人情報を保護する体制の充実を図ります。	男女共生推進課

イ. DV 被害者の適正な保護

DV被害者の適正な保護を図るため、庁内での体制を整備するとともに、関係機関と連携・協力し、安全確保への体制の充実を図ります。

具体的施策	内 容	担当課
a. DV被害者の安全確保	関係機関と連携・協力し、DV被害者の安全を確保する体制の充実を図ります。	男女共生推進課 市民課

＜施策目標Ⅳ－④＞ DV 被害者への自立支援

▽施策内容

ア. DV 被害者への自立支援

DV被害者の自立のため、住居に関する支援をはじめ生活の安定に関する支援等に努めます。

具体的施策	内 容	担当課
a. DV被害者と関係各課との連携による自立支援体制の充実	DV被害者の自立を支援するために、関係各課と連携し、生活基盤を整える支援に努めます。	男女共生推進課 国保年金課 住宅第1課


＜施策目標Ⅳ－⑤＞ DV防止及び被害者の保護等に関する支援体制の充実

▽施策内容

ア. 支援体制の充実

関係機関との連携を強化し、DV防止及び被害者の保護等を支援します。

具 体 的 施 策	内 容	担 当 課
a. 庁内体制の充実及び関係機関との連携強化	庁内外の関係機関との連携の強化に努めます。	男女共生推進課 市民生活課 人権同和施策課 こども総合支援センター



第4章 施策の総合的推進

1 庁内体制の充実

- (1) 和歌山市男女共生推進会議の開催
- (2) 男女共生施策ワーキンググループの充実
- (3) 職員への男女共同参画意識の浸透

2 計画の効果的な推進

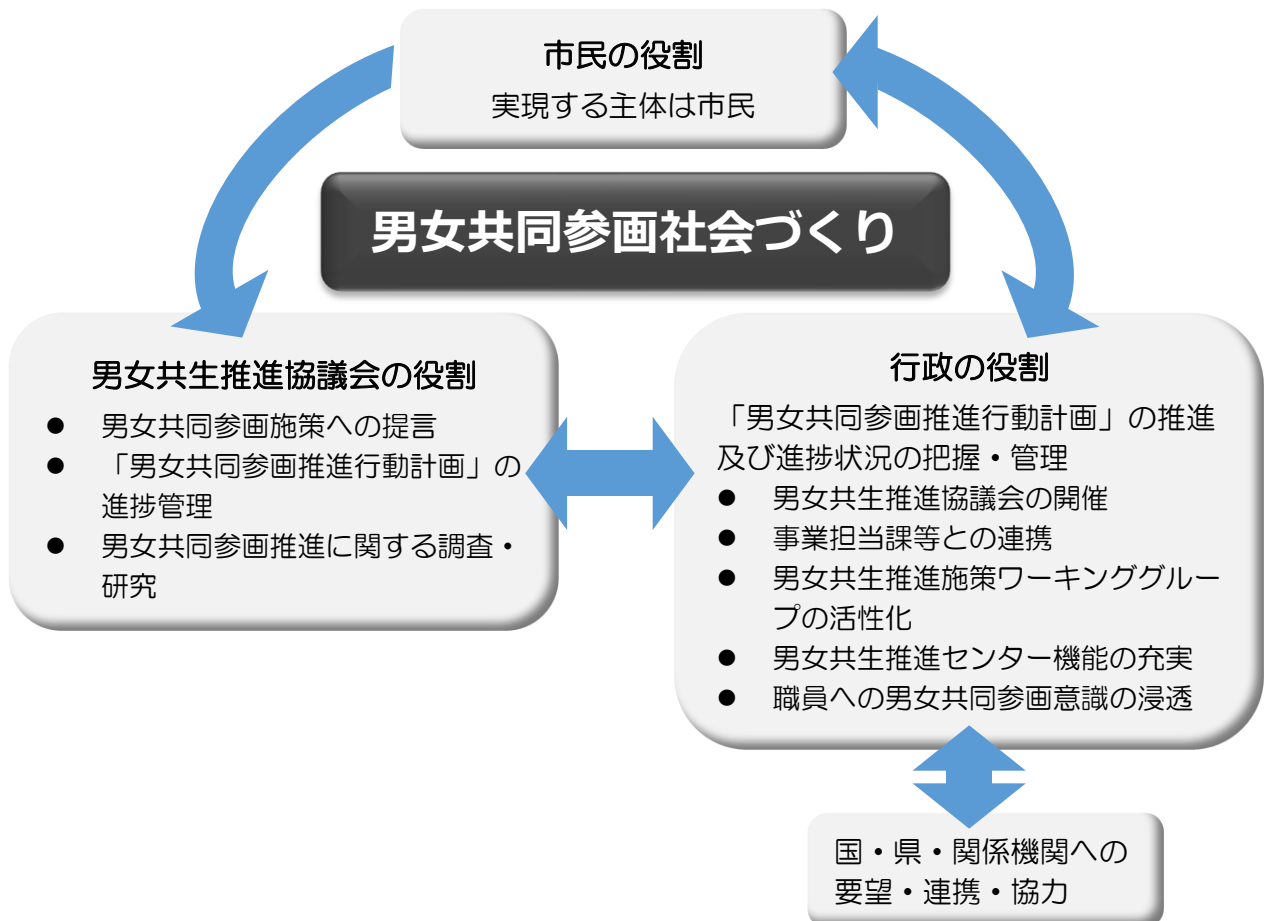
- (1) 計画に関する各施策の総合的かつ計画的な推進
- (2) 和歌山市男女共生推進協議会における計画の進捗状況の管理

3 市民との連携による男女共同参画の推進





- (1) 和歌山市男女共生推進協議会による意見の聴取と反映
- (2) 男女共同参画推進の核となる人材の育成
- (3) 男女共同参画に取り組む団体への支援

4 国・県・関係機関との連携

- (1) 国・県・関係機関への法制度等についての要望
- (2) 国・県・関係機関との連携協力による効果的な施策の推進



5 成果指標と目標値

	成果指標	現状値	目標値
基本的方向Ⅰ 男女の人権が尊重される意識づくり 	家庭生活における男女の地位が「平等である」と回答した人の割合	39.1% (2020年度)	50% (2026年度)
	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきと思う人の割合	17.5% (2020年度)	12% (2026年度)
	社会全体で男女の地位が「平等である」と回答した人の割合	15.6% (2020年度)	50% (2026年度)
基本的方向Ⅱ 男女共同参画によるまちづくり 	審議会等における女性の登用率	29.6% (2021年度)	40% (2026年度)
	市職員の女性管理職登用率	9.6% (2021年度)	15%以上 (2025年度)
	消防吏員に占める女性の割合	1.7% (2021年度)	5% (2026年度)
	自治会長に占める女性の割合	9.1% (2021年度)	10% (2025年度)
基本的方向Ⅲ 男女共同参画社会実現のための環境づくり 	市職員の男性育児休業取得率	18.9% (2020年度)	30% (2025年度)
	保育所の待機児童数	26人 (2021年度)	0人 (2022年度以降)
基本的方向Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 	DVに関する相談窓口を「知らない」と回答した市民の割合	12.2% (2020年度)	7% (2026年度)
	DV防止法の内容も「知らない」と回答した市民の割合	10.4% (2020年度)	5% (2026年度)

資料編



1 世界・国・県の動き

国際婦人年以降の世界、国、県の動きを以下の年表にまとめました。

年度	世界の動き	国の動き	県の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	青少年局育成課内に婦人主幹配置 婦人問題連絡会議(庁内関係課室)設置
1978年 (昭和53年)			婦人問題企画推進会議設置
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982年 (昭和57年)			「和歌山婦人施策の指標」策定
1984年 (昭和59年)			青少年婦人課に名称変更 婦人問題懇話会設置
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	婦人問題アドバイザー設置 和歌山県婦人会議(現:和歌山県女性会議)設立
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)			「21世紀をめざすわかやま女性プラン」策定
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)		「育児休業法」の公布	
1993年 (平成5年)			青少年女性課に名称変更
1994年 (平成6年)		男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	「わかやま女性プラン」策定
1996年 (平成8年)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	女性政策課設置 わかやま女性100人委員会設置

年度	世界の動き	国の動き	県の動き
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	男女共生社会づくり協議会設置
1998年 (平成10年)			女性センター設置
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000年 (平成12年)	国連特別総会 「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定	「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	男女共生社会推進課、男女共生社会推進センターに名称変更 男女共生社会推進本部設置
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「和歌山県男女共同参画推進条例」施行 男女共同参画審議会設置
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	「和歌山県男女共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16年)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「男女共生社会推進センターの在り方」提言

年度	世界の動き	国の動き	県の動き
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「和歌山県男女共同参画基本計画」改定
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」 男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	青少年課と統合し、青少年・男女共同参画課設置
2009年 (平成21年)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	男女共同参画センターに名称変更
2011年 (平成23年)	UN Women正式発足		
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	「和歌山県男女共同参画基本計画」改定
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）	性暴力救援センター「わかやまmine（マイン）」開設
2014年 (平成26年)		内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 国連サミット「SDGs（持続可能な開発目標）」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 男女共同参画基本計画（第4次）策定（12月）	
2016年 (平成28年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正育児・介護休業法」施行	
2017年 (平成29年)			「和歌山県男女共同参画基本計画」改定

年度	世界の動き	国の動き	県の動き
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布、一部施行	
2019年 (平成31年) (令和元年)	第5回国際女性会議 WAW!/ Women20 を日本開催	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2020年 (令和2年)		「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「男女共同参画基本計画（第5次）」策定	
2021年 (令和3年)		「改正政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「改正・育児介護休業法」公布	

2 用語解説

あ行

育児休業制度

育児のために一定期間休業できる制度。

イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

イクメン

「育児をするメンズ（男性）」の略語。単に育児中の男性というだけでなく、進んで育児休暇を取得するなど子育てを積極的に行う男性や、育児を楽しみ自らも成長しようとする男性、または将来的にそうありたいと考えている男性のこと。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。

エンパワーメント

力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共生社会の実現に重要であるという考え方。

か行

介護休暇制度

短期の介護のために年5日程度の休暇を取得することができる制度。

介護休業制度

介護のために一定期間休業できる制度。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

固定的性別役割分担意識

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といった考え方。

子の看護休暇制度

病気等の子供の看護のために年5日程度の休暇を取得することができる制度。

さ行

ジェンダー

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

指導的地位

(1) 議会議員、(2) 法人・団体等における課長相当職以上の者、(3) 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とする。(平成19年男女共同参画会議決定)

女子差別撤廃条約

1979年（昭和54年）に国連総会で採択され、我が国は1985年（昭和60年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、政治的、公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

「働く場面で活躍したい」という希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられた法律。※常時雇用する労働者が100人以下の民間企業等にあつては努力義務。

ストーカー

特定の相手を執拗につけ回す人をいう。単に好意を抱いた人を追い回すにとどまらず、病的な電話攻勢をかけたり、家宅侵入や暴行・傷害、時には殺人など犯罪に発展することもある。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした法律。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）や自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含むとされる。

性暴力

同意がなく、対等でない、また強要された、本人の意思に反する性的な行為のこと。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

職場または教育現場において、相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく行動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、就学就労や教育環境を悪化させること。

た行

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）

パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置を講じることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることで、パートタイム労働者が能力を有効に発揮できるようにし、パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として交付、施行された法律。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

職場における男女の差別を禁止し、募集、採用、昇給、昇進、教育訓練、定年、退職、解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

デートDV

DVが「配偶者等からの暴力」を指すのに対して、デートDVは「恋人に対して振るわれる身体的・精神的暴力」を意味する。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。テレワークには自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務などがある。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナー間での暴力のこと。暴力には殴るけるなどの「身体的暴力」のみならず、威嚇する、ののしる、馬鹿にするなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為を強要するなどの「性的暴力」も含む。暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為である。

は行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的として、被害者の相談や一時保護、裁判所が発する接近禁止命令・退去命令などについて定めた法律。

パタニティ・ハラスメント

男性が育児休業や育児のための時短勤務制などを利用しようとすることを妨げたり、嫌がらせ行為をすること。

フレックスタイム

変形労働時間制の一つで、労使間の協定により、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のこと。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくこと。例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

ま行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産・育児などを理由に解雇や雇い止めで不利益を被ったり、妊娠・出産・育児などに関して職場で精神的・肉体的な嫌がらせなど不当な扱いを受けること。

メディア・リテラシー

メディアの内容を主体的に読み解き・活用し、メディアを使って表現する能力のこと。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

生殖に関する「健康」と「権利」のこと。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」、「何人」、「子供を産むか、産まないか」を決定する自由、性・生殖に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられる

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

3 関係法令等

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3

項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

雇用の分野における 男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する法律

(昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号)

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第 1 節 性別を理由とする差別の禁止等 (第 5 条—第 10 条)

第 2 節 事業主の講ずべき措置等 (第 11 条—第 13 条)

第 3 節 事業主に対する国の援助 (第 14 条)

第 3 章 紛争の解決

第 1 節 紛争の解決の援助等 (第 15 条—第 17 条)

第 2 節 調停 (第 18 条—第 27 条)

第 4 章 雑則 (第 28 条—第 32 条)

第 5 章 罰則 (第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第 2 条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第 3 条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第 4 条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針 (以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前 2 項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第 2 章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第 1 節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第 5 条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第 6 条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置 (業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第 7 条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第 8 条 前 3 条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第 9 条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後 1 年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第 10 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで及び前条第 1 項から第 3 項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第 2 節 事業主の講ずべき措置等

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第 11 条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第 1 項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前 3 項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

5 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第 11 条の 2 国は、前条第 1 項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第 1 項の措置に協力するように努めなければならない。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第 11 条の 3 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 第 11 条第 2 項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。

3 厚生労働大臣は、前 2 項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

4 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第 11 条の 4 国は、労働者の就業環境を害する前条第 1 項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第 1 項の措置に協力するように努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第 12 条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第 13 条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(男女雇用機会均等推進者)

第13条の2 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第8条、第11条第1項、第11条の2第2項、第11条の3第1項、第11条の4第2項、第12条及び前条第1項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項及び第2項(第11条の3第2項において準用する場合を含む。)、第11条の3第1項、第12条並びに第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 第11条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、3人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

第24条 前条第1項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から30日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第25条 第18条第1項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟に係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第1項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手續に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章 雑則

(調査等)

第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に關し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し、關係行政機關の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第30条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項及び第2項(第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)、第11条の3第1項、第12条並びに第13条第1項の規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に關する特例)

第31条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者については、第4条第1項並びに同条第4項及び第5項(同条第6項、第10条第2項、第11条第5項、第11条の3第4項及び第13条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第11条第4項、第11条の3第3項、第13条第2項並びに前3条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第4条第4項(同条第6項、第10条第2項、第11条第5項、第11条の3第4項及び第13条第3項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第6条第2号、第7条、第9条第3項、第11条の3第1項、第12条、第13条の2及び第29条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第9条第3項中「労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和22年法律第100号)第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第11条の3第1項中「労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第17条第1項、第18

条第1項及び第29条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第18条第1項中「第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第21条第3項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手續開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会」とあるのは「調停員」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第3項から第5項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第32条 第2章第1節、第13条の2、同章第3節、前章、第29条及び第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節(第13条の2を除く。)の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働關係に關する法律(昭和23年法律第257号)第2条第2号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和22年法律第85号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第5項に規定する隊員に關しては適用しない。

第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和58年12月2日法律第78号)

1 この法律(第1条を除く。)は、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機關等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の關係法律の規定に基づく政令(以下「關係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う關係政令の制定又は改廢に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則(昭和60年6月1日法律第45号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和61年4月1日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第 20 条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第 1 条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第 2 条の規定による改正後の労働基準法第 6 章の 2 の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 3 年 5 月 15 日法律第 76 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 9 日法律第 107 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 9 条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 30 条及び第 31 条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第 2 条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 34 条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則（平成 9 年 6 月 18 日法律第 92 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第 3 条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第 5 条、第 6 条、第 7 条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 14 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第 1 条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 26 条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第 27 条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に 2 項を加える部分に限る。）、同法第 34 条の改正規定（「及び第 12 条第 2 項」を「、第 12 条第 2 項及び第 27 条第 3 項」に改める部分、「第 12 条第 1 項」の下

に「、第 27 条第 2 項」を加える部分及び「第 14 条及び」を「第 14 条、第 26 条及び」に改める部分に限る。）及び同法第 35 条の改正規定、第 3 条中労働基準法第 65 条第 1 項の改正規定（「10 週間」を「14 週間」に改める部分に限る。）、第 7 条中労働省設置法第 5 条第 41 号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第 5 条、第 12 条及び第 13 条の規定並びに附則第 14 条中運輸省設置法（昭和 24 年法律第 157 号）第 4 条第 1 項第 24 号の 2 の 3 の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）平成 10 年 4 月 1 日

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中地方自治法第 250 条の次に 5 条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第 250 条の 9 第 1 項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第 40 条中自然公園法附則第 9 項及び第 10 項の改正規定（同法附則第 10 項に係る部分に限る。）、第 244 条の規定（農業改良助長法第 14 条の 3 の改正規定に係る部分を除く。）並びに第 472 条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第 6 条、第 8 条及び第 17 条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 59 条ただし書、第 60 条第 4 項及び第 5 項、第 73 条、第 77 条、第 157 条第 4 項から第 6 項まで、第 160 条、第 163 条、第 164 条並びに第 202 条の規定 公布の日

（国等の事務）

第 159 条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第 161 条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第 160 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第 2 条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行

の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 164 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第 250 条 新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第 251 条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 104 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 995 条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条第 2 項、第 1326 条第 2 項及び第 1344 条の規定 公布の日

附 則（平成 13 年 7 月 11 日法律第 112 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 16 日法律第 118 号） 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日法律第 54 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 28 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第 29 条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附 則（平成 14 年 7 月 31 日法律第 98 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 21 日法律第 82 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第 2 条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第 5 条第 1 項のあっせんに係る紛争については、第 1 条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(時効の中断に関する経過措置)

第 3 条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第 1 条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 14 条第 1 項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第 24 条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第 4 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第 5 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法及び第 2 条の規定による改正後の労働基準法第 64 条の 2 の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 20 年 5 月 2 日法律第 26 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第 2 条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣（第 1 条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第 4 条第 21 号から第 23 号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会（旧設置法第 4 条第 96 号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会（旧設置法第 4 条第 97 号及び第 98 号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会（旧設置法第 4 条第 96 号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会（旧設置法第 4 条第 97 号及び第 98 号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。）	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
八	船員地方労働委員会（旧設置法第 4 条第 97 号及び第 98 号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会
九	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第 4 条第 96 号に掲げる事務に係る場合に限る。）	厚生労働大臣又は都道府県知事

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第 4 条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第 6 条 この法律の施行前にした行為及び前条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 9 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日法律第 42 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第 29 条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日法律第 17 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 7 条の規定並びに附則第 13 条、第 32 条及び第 33 条の規定 公布の日

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特別例に関する経過措置）

第 11 条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 6 条第 1 項の紛争調整委員会又は同法第 21 条第 1 項の規定により読み替えて適用する同法第 5 条第 1 項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第 5 条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 16 条及び第 8 条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す

る法律第 52 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 13 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第 14 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、第 5 条、第 6 条及び第 8 条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 33 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第 103 条の 2、第 103 条の 3、第 267 条の 2、第 267 条の 3 及び第 362 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 5 日法律第 24 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の処置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴

力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者）に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者か

らの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足り

言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受

けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生

活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者か

らの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則(平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則（令和元年 6 月 26 日法律第 46 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

目次

第 1 章	総則 (第 1 条—第 4 条)
第 2 章	基本方針等 (第 5 条・第 6 条)
第 3 章	事業主行動計画等
第 1 節	事業主行動計画策定指針 (第 7 条)
第 2 節	一般事業主行動計画等 (第 8 条—第 18 条)
第 3 節	特定事業主行動計画 (第 19 条)
第 4 節	女性の職業選択に資する情報の公表 (第 20 条・第 21 条)
第 4 章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 22 条—第 29 条)
第 5 章	雑則 (第 30 条—第 33 条)
第 6 章	罰則 (第 34 条—第 39 条)
附則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるとこ

ろにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活に

おける活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関

する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、

労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号)

目次

- 第 1 条 (目的)
 - 第 2 条 (基本原則)
 - 第 3 条 (国及び地方公共団体の責務)
 - 第 4 条 (政党その他の政治団体の努力)
 - 第 5 条 (法制上の措置等)
 - 第 6 条 (実態の調査及び情報の収集等)
 - 第 7 条 (啓発活動)
 - 第 8 条 (環境整備)
 - 第 9 条 (性的な言動等に起因する問題への対応)
 - 第 10 条 (人材の育成等)
 - 第 11 条 (その他の施策)
- 附則

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念ののっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な機会の提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ

継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）ののっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則ののっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 5 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第 6 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第 11 条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 7 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第 8 条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第10条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第11条 国及び地方公共団体は、第7条から前条までに定めるもののほか、第6条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月16日法律第67号)

この法律は、公布の日から施行する。

和歌山市男女共同参画推進 条例

(平成 30 年 6 月 28 日条例第 31 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって本市における男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保された上で均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができること、かつ、共に責任を担うことができることをいう。
- (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、一人一人が個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権の尊重がなされること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策及び社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動との両立ができるように配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、及び尊重するとともに、生涯にわたる男女の性別の差に応じた健康が確保されるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会での取組を十分理解して行われること。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」

という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民等並びに国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、男女が職場における活動に對等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職場における活動と家庭生活における活動を両立することができる職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別を理由とする人権侵害の禁止)

第 7 条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与える行為又は相手の生活環境を害する行為をしてはならない。

3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力的行為を助長するような表現を行わないよう努めなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第 9 条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、情報を提供し、広報及び啓発活動を行うものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第 10 条 市は、男女が共に仕事と生活の調和を図ることができるよう情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第 11 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策に関する意見等の申出への対応)

第 12 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市民等から意見等の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の申出への対応において、必要があると認めるときは、和歌山市男女共生推進協議会の意見を聴くことができる。

(行動計画)

第13条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下この条において「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女の人権の尊重に関する事項
- (2) 家庭生活における活動と他の活動の両立に関する事項
- (3) 男女共同参画についての理解を深めるための支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために市長が必要と認める事項

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう努めるものとする。

4 前項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山市男女共生推進協議会 条例

し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 25 年 3 月 6 日条例第 13 号)

(設置)

第 1 条 本市に、和歌山市男女共生推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共生の推進に係る基本的な方針及び施策について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (2) その他男女共生の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 男女共生の推進に関する学識経験を有する者
- (2) 男女共生の推進に関係する機関が推薦する者
- (3) 地域活動を行う団体が推薦する者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、市民環境局市民部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関

和歌山市男女共生推進協議会委員名簿

氏名	所属	備考
宇都宮 越子	宇都宮病院理事	
神山 高幸	和歌山労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官	
崎口 浩司	日本防災士会和歌山県支部副支部長	
神徳 佳子	元和歌山県男女共生社会推進センター所長	
鈴木 淳子	公募委員	
藤並 正己	和歌山市人権委員会副会長	
松田 多永	公募委員	
南方 世津子	和歌山市女性会議連絡会副会長	
南 多恵	NPO法人ホッピング事務局長	
村上 凡子	和歌山信愛大学教育学部教授	副会長
山本 昌代	部落解放同盟和歌山県連合会女性運動部長	
米澤 好史	和歌山大学教育学部教授	会長
和田 好史	和歌山県経営者協会事務局次長	

(敬称略・五十音順)

第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画

令和4（2022）年4月

発行 和歌山市 市民環境局 市民部 男女共生推進課

〒640-8226 和歌山市小人町29番地

TEL：073（436）8704 FAX：073（432）4704